

# 令和 3 年度男女共同参画 に関する市民意識調査

結果報告書

都留市男女共同参画推進委員会

2021 年 12 月

# 目次

I	調査の概要	3
1.	調査目的	3
2.	調査方法	3
3.	集計・分析のための人口区分と地域区分	3
4.	調査内容	4
5.	回収結果	5
6.	報告書の見方	5
II	調査結果	6
1.	男女の役割や家事・育児について〔家庭の男女共同参画〕	6
問1	「男女共同参画」の認知度	6
問2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について	6
問3	「賛成」「どちらかといえば賛成」を選んだ理由	7
問4	1日に行う家事と仕事の時間	8
2.	働き方について〔職場の男女共同参画 ワーク・ライフ・バランス〕	9
問5	〔女性のみ〕女性の働き方の希望	9
問5-1	〔女性のみ〕管理職になることを引き受けるか	9
問6	〔男性のみ〕配偶者の働き方について	10
問6-1	〔男性のみ〕配偶者が管理職になることを薦めるか	11
問7	女性が働き続けるために職場において必要なこと	11
3.	男性の働き方改革・家事や育児への参加	12
問8	男性の育児休暇・介護休暇の取得について	12
問9	〔男性のみ〕育児休暇・介護休暇の取得意思について	13
問9-1	〔男性のみ〕休暇を取得しない・取得しなかった理由	13
4.	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	14
問10	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	14
問11	地域活動への参加状況	15
問12	仕事と家庭生活（地域・個人の生活）との理想のバランス	15
問13	仕事と家庭生活（地域・個人の生活）との現在のバランス	16
問14	ワーク・ライフ・バランス実現のために行政に望む支援	18

問 15 子育て世代が働きながら安心して子育てができるようにするために必要な支援.....	19
5. 平等・人権について〔ハラスメント・暴力〕 .....	20
問 16 ハラスメントを受けた経験.....	20
問 17 DV に対する認識について.....	21
問 17-1 DV の被害経験.....	22
問 17-2 DV の被害状況.....	22
問 17-3 DV の被害について相談したか.....	23
6. 回答者の属性 .....	23
ア. 性別.....	23
イ. 年齢.....	24
ウ. お住いの地区.....	24
エ. 主たる職業.....	25
オ. 結婚（事実婚含む） .....	25
カ. 夫婦の就業状況.....	25
キ. 家族構成.....	26
ク. 子ども.....	26
7. 自由記入.....	27
III 資料編.....	30

# I 調査の概要

## 1. 調査目的

都留市では、平成 28 年度に「第 3 期都留市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりを進めております。この計画は、平成 28 年度から令和 8 年度までの 11 年間の推進期間としており、本年度は、令和 2 年度までの前期推進期間の状況を評価し、後期推進期間に向けて、計画の見直しを行います。

そこで、今後さらに男女共同参画の推進を加速させるため、地域の現状を把握し、今後の施策に反映させることを目的として、市民意識調査を実施しました。

## 2. 調査方法

- (1) 実施対象 都留市にお住いの 20 歳以上の方 1,000 人を無作為抽出
- (2) 抽出方法 令和 3 年 6 月 1 日時点の住民基本台帳を基に抽出
- (3) 調査方法 郵送法（調査票を郵送配布・郵送回収）
- (4) 調査期間 令和 3 年 7 月 15 日～令和 3 年 8 月 6 日

## 3. 集計・分析のための人口区分と地域区分

基準日：令和 3 年 6 月 1 日 住民基本台帳を基に作成

男性	全体	谷村	三吉	開地	東桂	宝	禾生	盛里
	100.0%	26.0%	7.7%	6.1%	22.1%	8.0%	25.8%	4.3%
20 歳代	67	23	4	3	13	4	18	2
30 歳代	58	14	4	3	12	4	19	2
40 歳代	74	17	7	5	18	5	20	2
50 歳代	86	18	8	5	20	8	23	4
60 歳代	84	22	7	6	18	8	19	4
70 歳代	73	20	5	5	17	6	16	4
80 歳以上	46	13	3	3	10	4	11	2
合計	488	127	38	30	108	39	126	20

女性	全体	谷村	三吉	開地	東桂	宝	禾生	盛里
	100.0%	26.0%	7.7%	6.1%	22.1%	8.0%	25.8%	4.3%
20代	64	24	5	3	10	3	17	2
30代	50	10	4	3	12	3	16	2
40代	70	15	6	4	16	5	21	3
50代	82	17	7	6	20	7	22	3
60代	84	21	7	6	19	8	19	4
70代	81	22	6	5	18	7	19	4
80歳以上	81	24	5	5	18	7	18	4
合計	512	133	40	32	113	40	132	22

地域名	住所
谷村地区	田原、上谷、川棚、中央、つる、下谷
三吉地区	法能、戸沢、玉川
開地地区	小野、大野
東桂地区	十日市場、桂町、夏狩、鹿留、境
宝地区	金井、中津森、大幡、厚原、平栗、加畑
禾生地区	四日市場、田野倉、小形山、井倉、大原、川茂、古川渡
盛里地区	盛里、朝日馬場、朝日曾雌、与縄

#### 4. 調査内容

1. 男女の役割や家事・育児について〔家庭の男女共同参画〕
2. 働き方について〔職場の男女共同参画 ワーク・ライフ・バランス〕
3. 男性の働き方改革・家事や育児への参加
4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
5. 平等・人権について〔ハラスメント・暴力〕
6. 回答者の属性
7. 自由記入

## 5. 回収結果

発送数	1, 0 0 0 件
有効回収数	3 8 6 件
回収率	3 8. 6 %

## 6. 報告書の見方

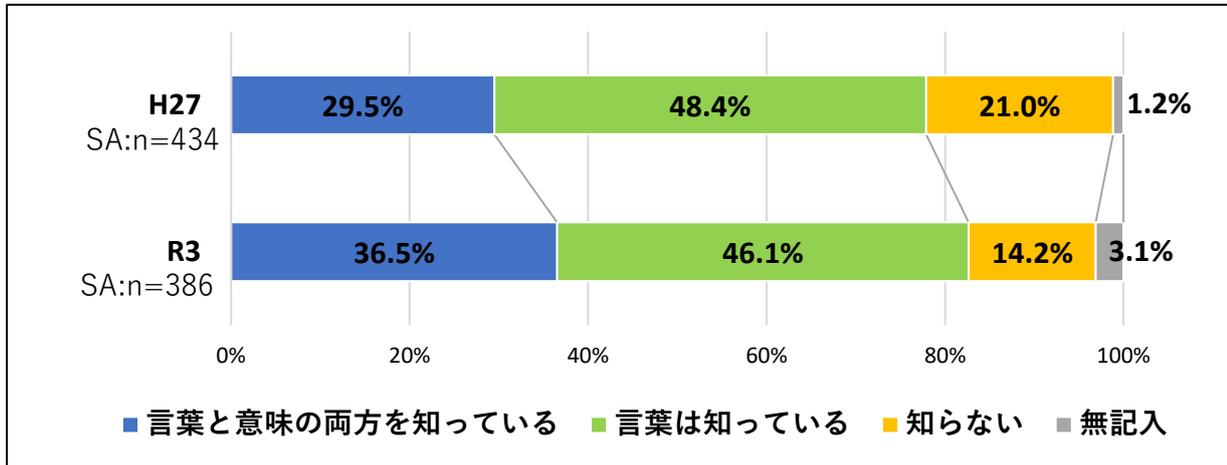
- 集計結果の%表示については、小数点以下第 1 位を四捨五入して算出しているため、100%にならない場合があります。
- グラフ中の選択肢の記述については、実際の選択肢を簡略化している場合があります。
- 回答が有効ではないものについては、計算から省略しているため、総数等の数値が合わない場合があります。
- 報告書内の用語
  - SA : 「シングルアンサー」 選択肢の中から 1 つだけ選ぶ設問
  - MA : 「マルチアンサー」 選択肢の中から当てはまるものを複数選ぶ設問

## II 調査結果

### 1. 男女の役割や家事・育児について〔家庭の男女共同参画〕

#### 問1 「男女共同参画」の認知度

【図表1 「男女共同参画」についてどのくらい知っているか】

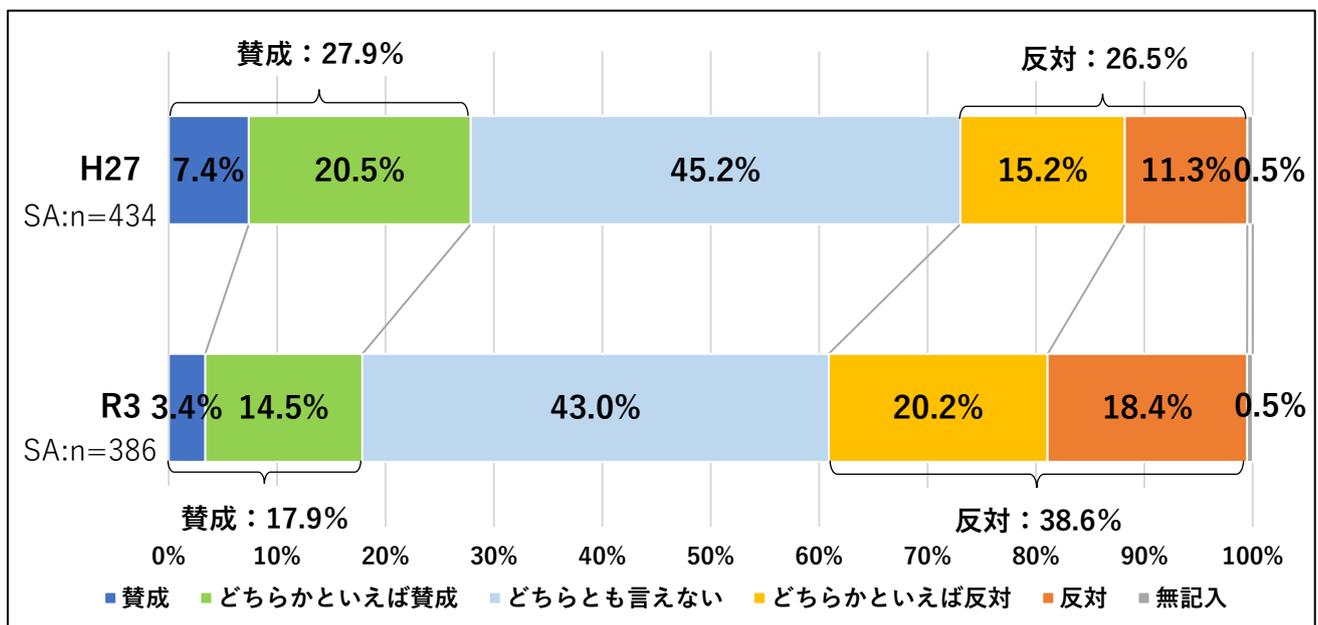


#### 前回調査（平成27年度）結果との比較

- ・「言葉と意味の両方を知っている」と答えた人の割合は7.0%増加した。
- ・「言葉と意味の両方を知っている」「言葉は知っている」と答えた人の割合は4.7%増加した。

#### 問2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

【図表2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどう思うか】

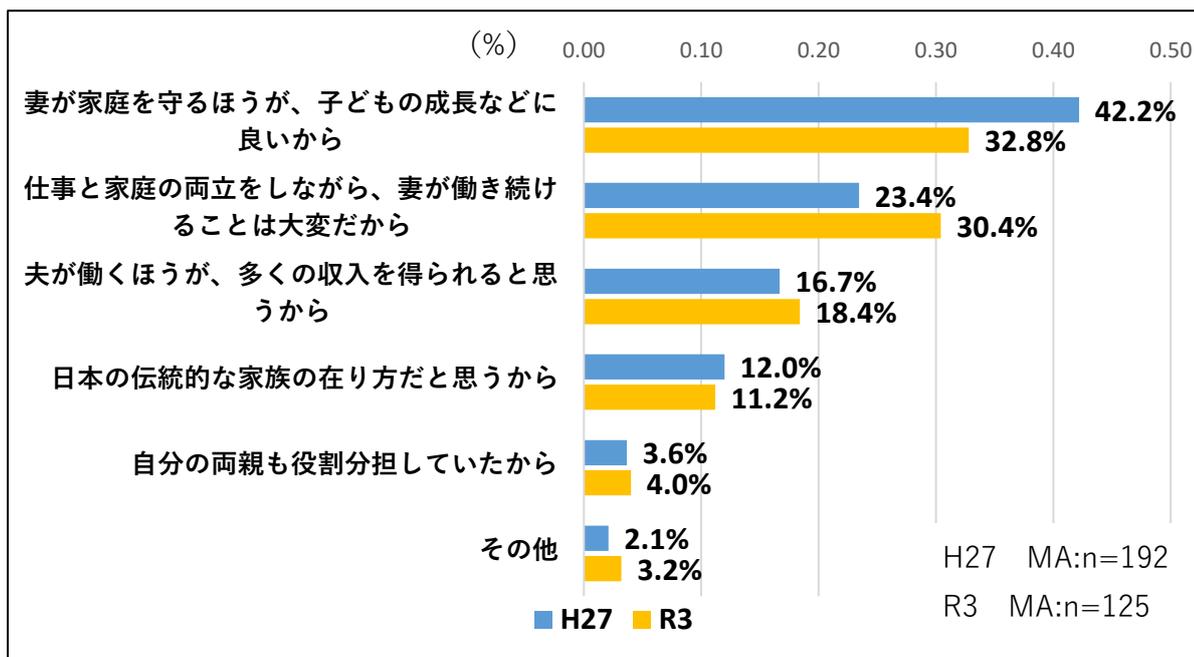


### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合は 9.9%減少した。
- ・「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人の割合は 12.1%増加した。

### 問 3 「賛成」「どちらかといえば賛成」を選んだ理由

【図表 3-1 問 2 で「賛成」「どちらかといえば賛成」を選んだ理由】



#### 〔R3 調査 その他記述〕

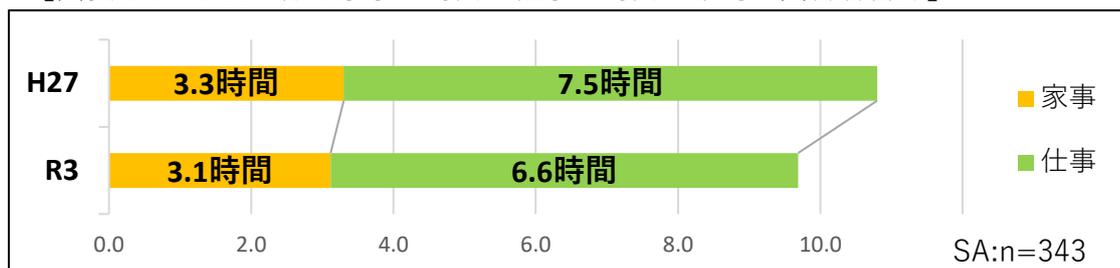
- ・自分の両親に感謝しているから
- ・育児家事など女性に向いている
- ・男女には身体的にも心理的にも生殖的にも社会的にも異なった役割があり、女性が家に居る（女性性が高い方が）ほうが、円滑に役割を果たすことができると思うから。
- ・動物としての人間、生計を守る者、家庭子供を守る人、役割は生活の中にあると思う。子供の成長を考え家庭はあるべき。

### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・回答傾向に大きな変化はなかった。
- ・「仕事と家庭の両立をしながら、妻が働き続けることは大変だから」と答えた人の割合が 7.0%増加した。

## 問4 1日に行う家事と仕事の時間

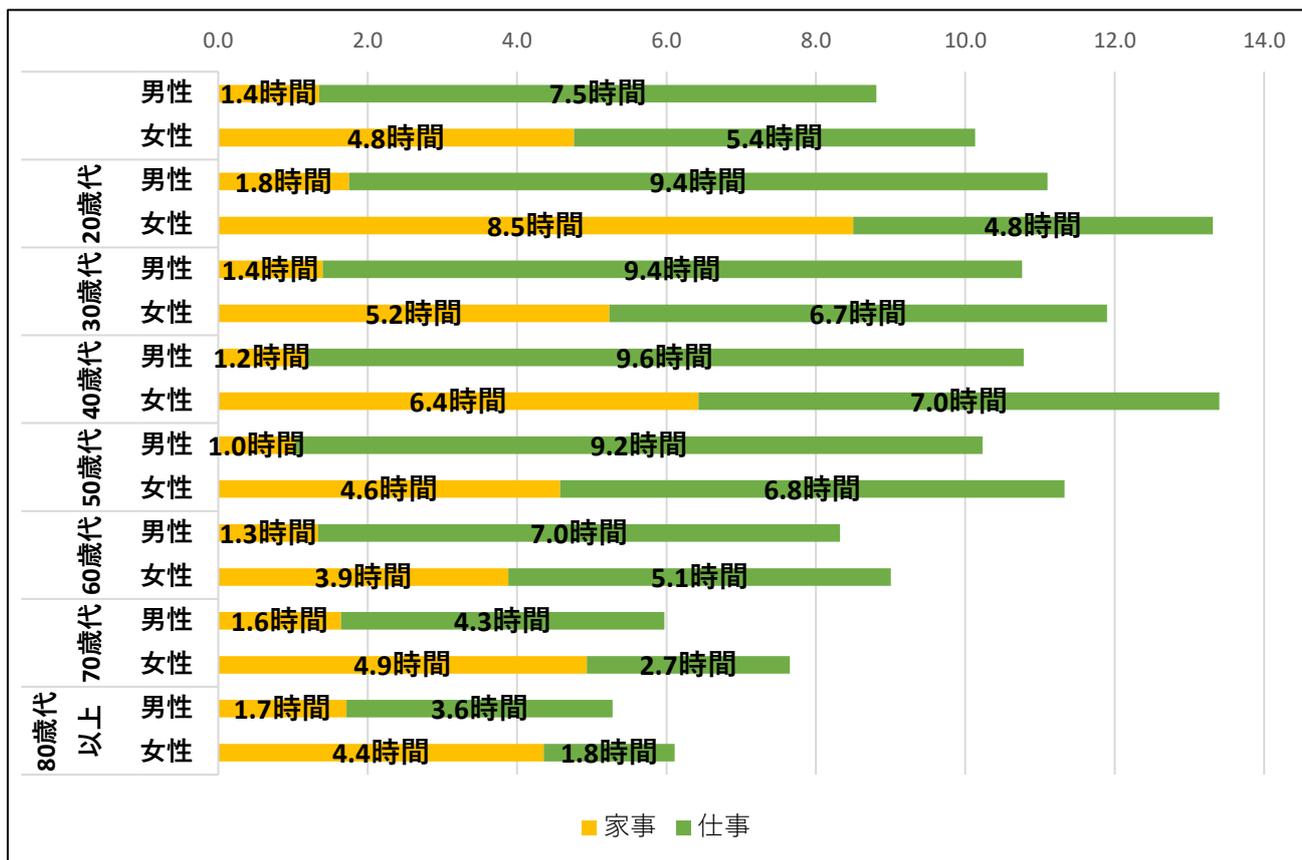
【図表 4-1 1日に行う家事の時間・仕事の時間の平均 回答者自身】



### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・「家事」「仕事」ともに平均時間は減少している。
- ⇒ただし、回答者の年齢割合や性別割合等も踏まえた分析が必要。

【図表 4-2 1日に行う家事の時間・仕事の時間の平均 「配偶者あり」のみ】



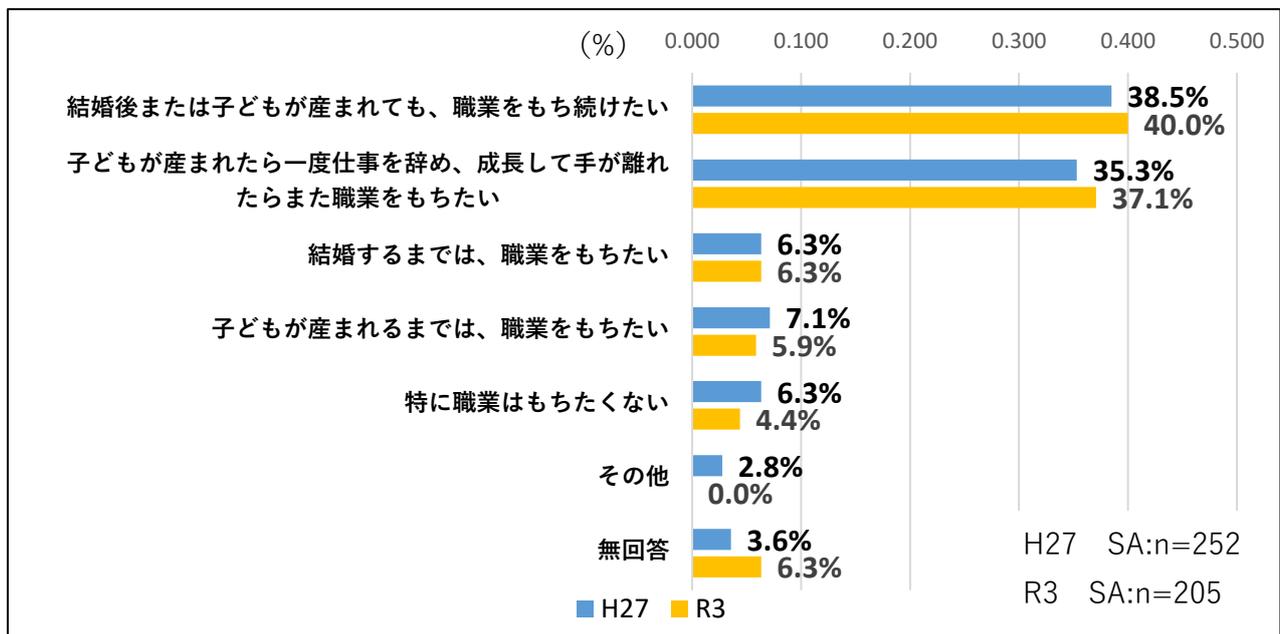
### 「配偶者あり」と答えた人の回答

- ・全年齢層で、女性のほうが1日の「家事」「仕事」の合計時間が長い傾向にある。
- ・特に、20歳代で女性の「家事」平均時間は男性の約4.7倍、男性の「仕事」平均時間は女性の約2倍となっていて、性別によって大きな差がある。

## 2. 働き方について〔職場の男女共同参画 ワーク・ライフ・バランス〕

### 問5 〔女性のみ〕女性の働き方の希望

【図表 5-1 女性の働き方についての考え】

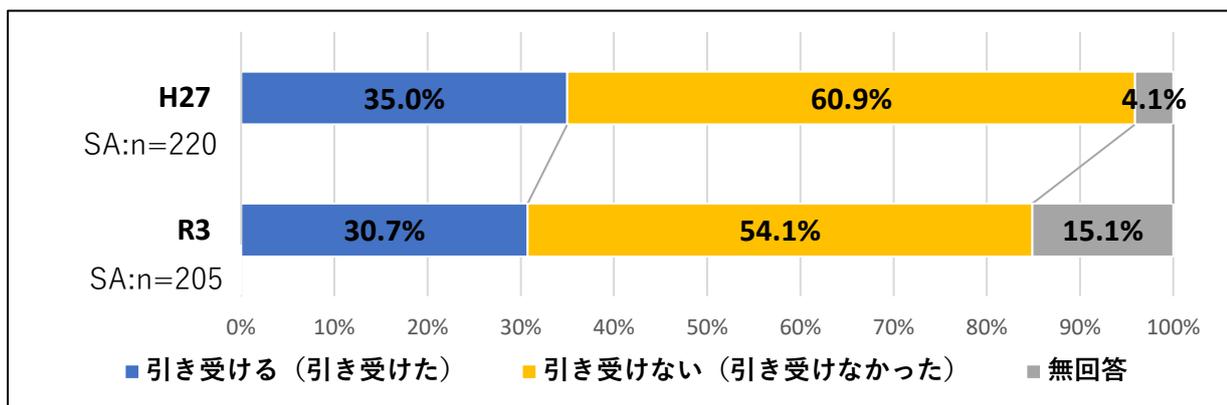


#### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・ 回答の傾向に大きな変化はなかった。
- ・ 就業継続を希望する人の割合は前回調査から 2.1%増加した。

### 問 5-1 〔女性のみ〕管理職になることを引き受けるか

【図表 5-3 管理職になることを求められたら引き受けるかどうか】

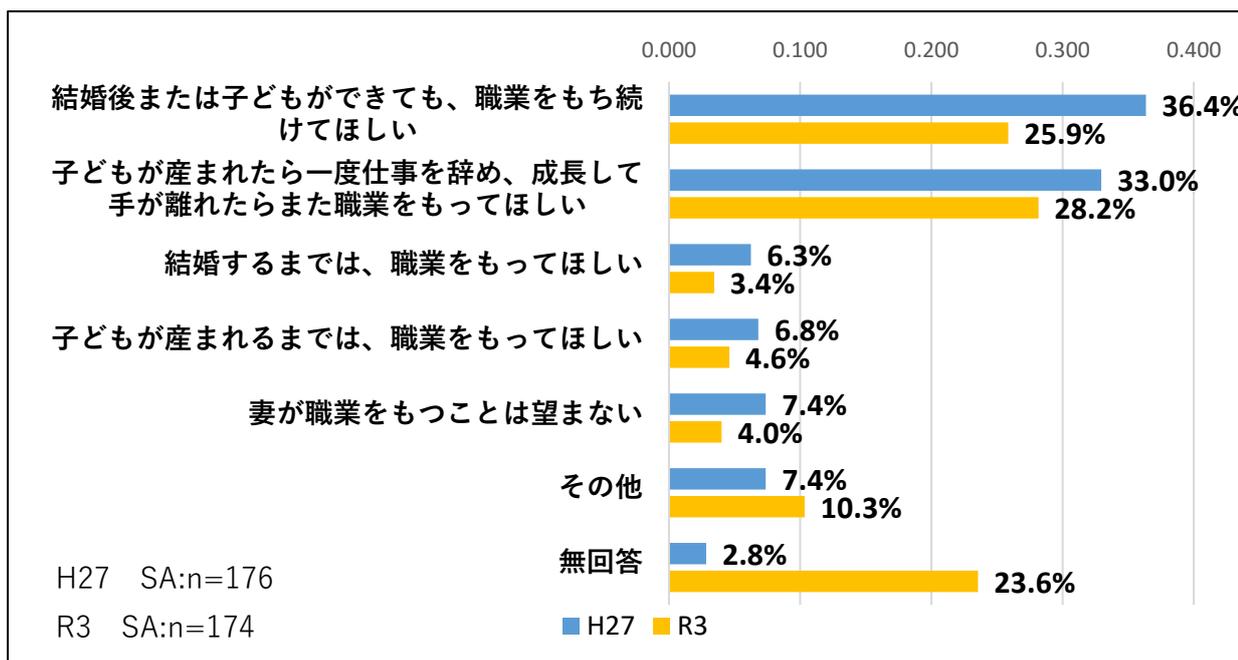


#### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・ 「引き受けない (引き受けなかった)」と答えた人の割合は 6.8%減少した。

## 問6 〔男性のみ〕配偶者の働き方について

【図表 6-1 配偶者（妻）にどのような働き方を望むか】



### 〔R3 調査 その他記述〕

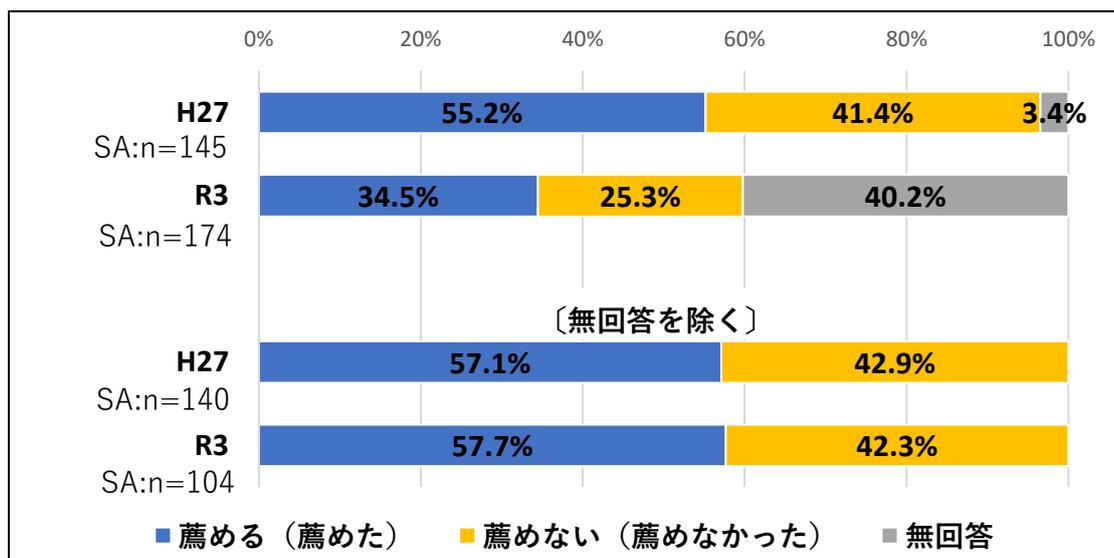
- ・自身が望むように働くのが良いと思います
- ・分からない
- ・本人（妻）の意思を尊重します。
- ・本人の好きなように
- ・働きたいようであれば働けば良いと思う
- ・それぞれの家庭の状況に合わせる
- ・特に決めてない。その時々々の生活に合ったスタイルで良いと思う。
- ・妻の好きでよい。
- ・本人の意思次第（を尊重）
- ・定年まで働いたので家の事をしていれば良い
- ・妻の考えを尊重
- ・後期高齢者
- ・職種によってその立場で考える。
- ・妻の意思に任せる
- ・配偶者が望めば協力するのは当然

### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・回答の傾向に大きな変化はなかった。
- ・「その他」の記述で、「本人の意思を尊重する」という意見が複数挙げられた。

### 問 6-1 「男性のみ」配偶者が管理職になることを薦めるか

【図表 6-2 妻が管理職になることを求められたら薦めるか】

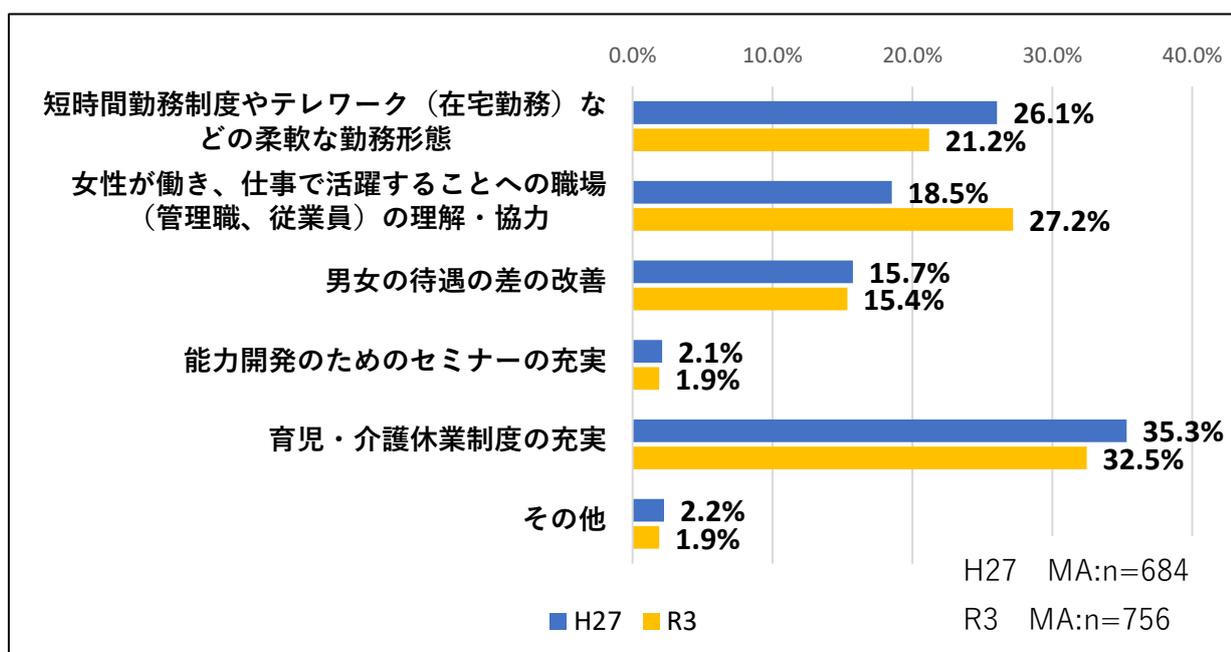


#### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・ 回答の傾向に大きな変化はなかった。
- ・ 両方の選択肢で、「本人の意思を尊重する」という回答が複数挙げられた。

### 問 7 女性が働き続けるために職場において必要なこと

【図表 7 女性が働き続けるために職場において何が重要だと思うか】



〔R3 調査 その他記述〕

- ・男性が取得できる環境
- ・女性特有の会社
- ・女性でないし、仕事のことはわかりません
- ・非正規雇用の制度、待遇改善
- ・女性が責任を逃れない、家事に逃げない
- ・社長の考え方
- ・法律（強制力のある）結婚・出産による解雇に対する罰則規定
- ・職場より女性本人の責任感
- ・1～5 まですべて職場でしてくれてます。それがあたり前なので、わかりません。
- ・家庭内の協力と職場というよりも行政の企業への助成
- ・急用で休む日の理解
- ・男女の体力の差を理解すること。生理痛やつわりの苦しみの教育
- ・わからない

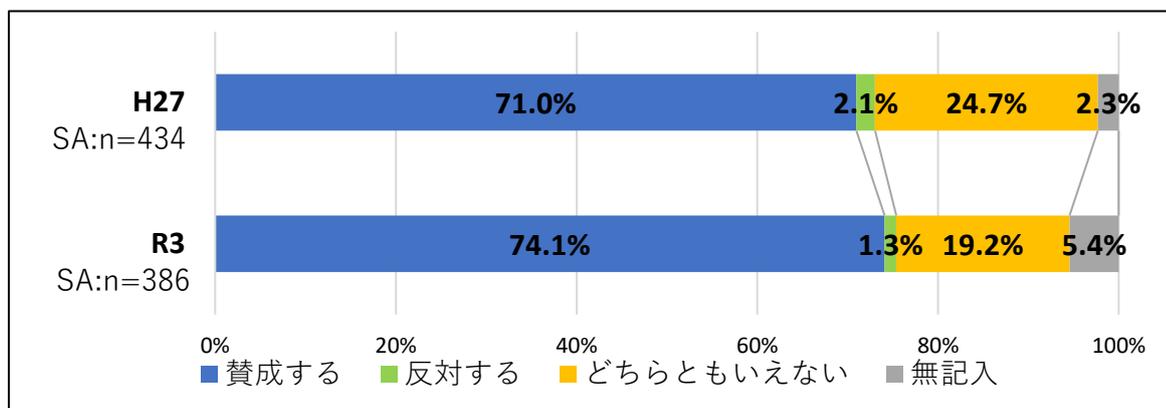
前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・回答の傾向に大きな変化はなかった。
- ・「女性が働き、仕事で活躍することへの職場の理解・協力」と答えた人の割合が 8.7%増加した。

### 3. 男性の働き方改革・家事や育児への参加

#### 問 8 男性の育児休暇・介護休暇の取得について

【図表 8 男性が「育児休暇」「介護休暇」を取得することについてどう思うか】

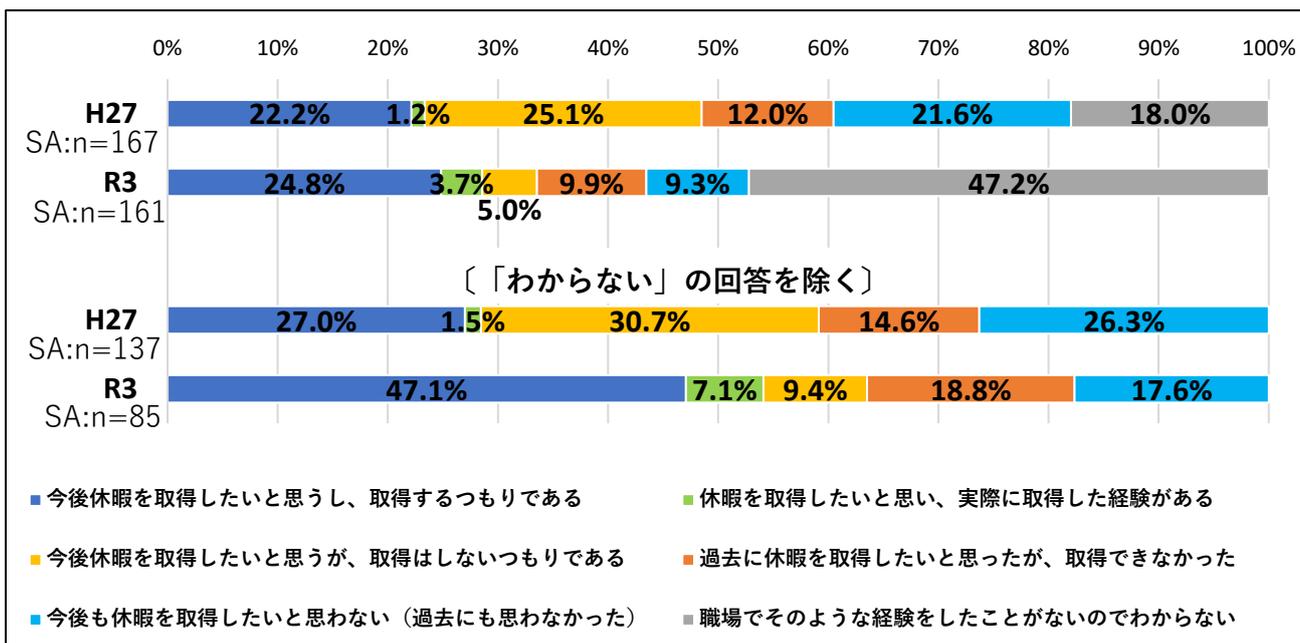


前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・回答の傾向に大きな変化はなかった。
- ・「賛成する」と回答した人の割合が 3.1%増加した。

## 問9 〔男性のみ〕育児休暇・介護休暇の取得意思について

【図表 9-1 「育児休暇」「介護休暇」を取得したいと思うか】

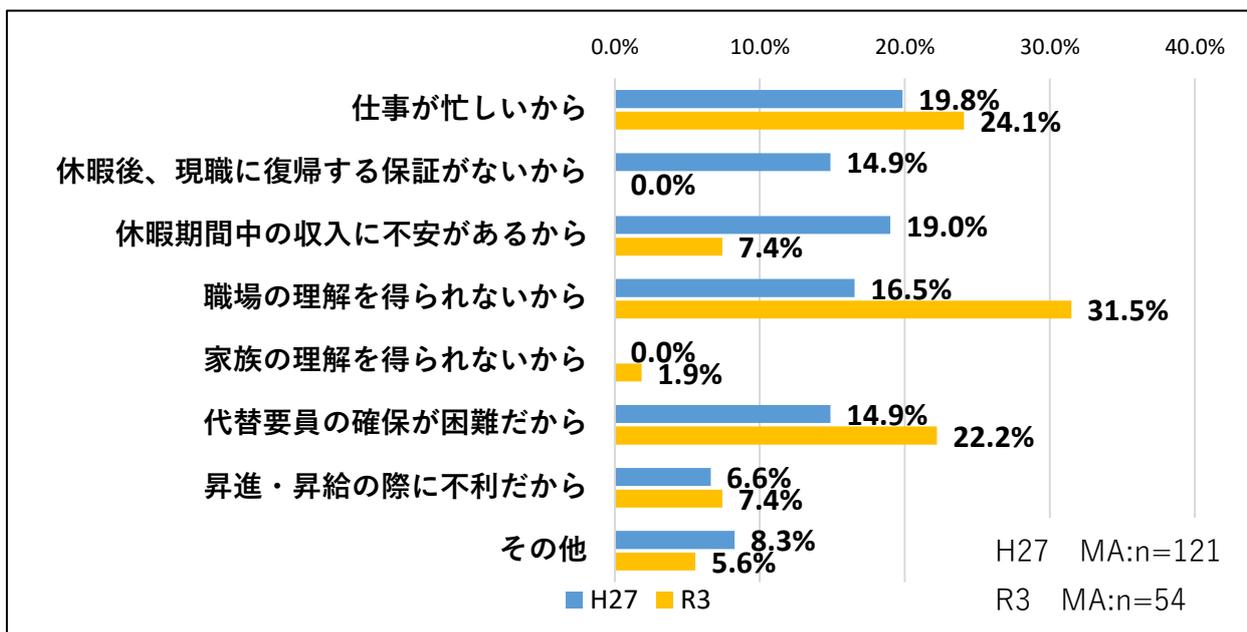


### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・「今後取得したいと思うし、取得するつもりである」「休暇を取得したいと思い、実際に取得した経験がある」と回答した人の割合がともに増加した。
- ・「今後休暇を取得したいと思うが、取得はしないつもりである」と回答した人の割合が 20.1%（「わからない」を除くと 21.3%）減少した。

## 問 9-1 〔男性のみ〕休暇を取得しない・取得しなかった理由

【図表 9-2 問 9 で選択肢 3・4 を選択した理由】



〔R3 調査 その他記述〕

- ・ブラック会社なのでそんなシステムがない
- ・不在となる間の仕事をどうするか考えられなかった
- ・そもそも介護休暇が無い

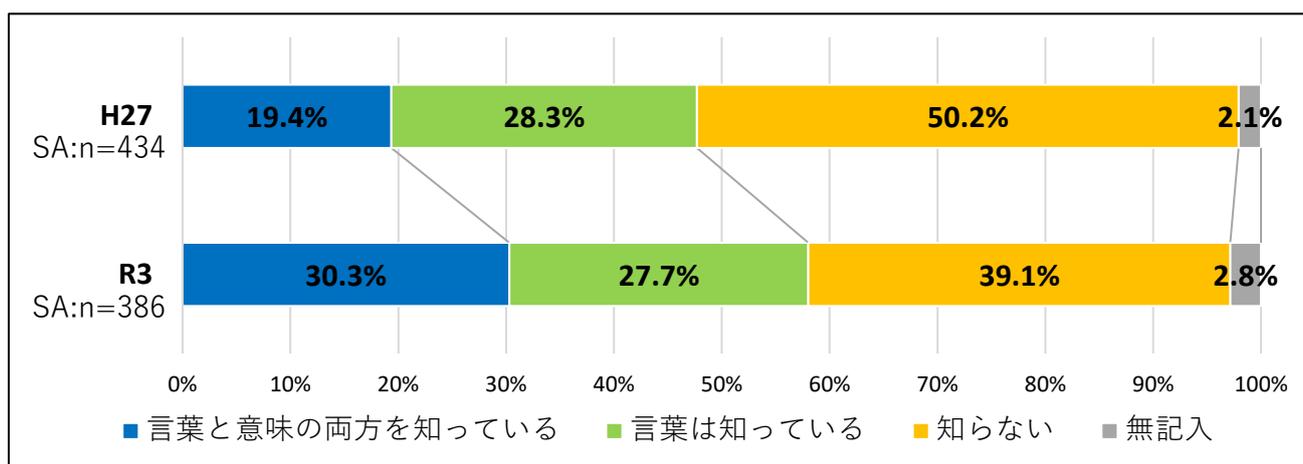
前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・前回調査では「仕事が忙しいから」という回答が最も多かったが、今回の調査では、「職場の理解を得られないから」という回答が最も多くなった。
- ・前回調査と比較して、「退職後、現場に復帰する保証がないから」「休暇中の収入に不安があるから」と回答した人の割合は減少した。

#### 4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

##### 問 10 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度

【図表 10 「ワーク・ライフ・バランス」についてどのくらい知っているか】

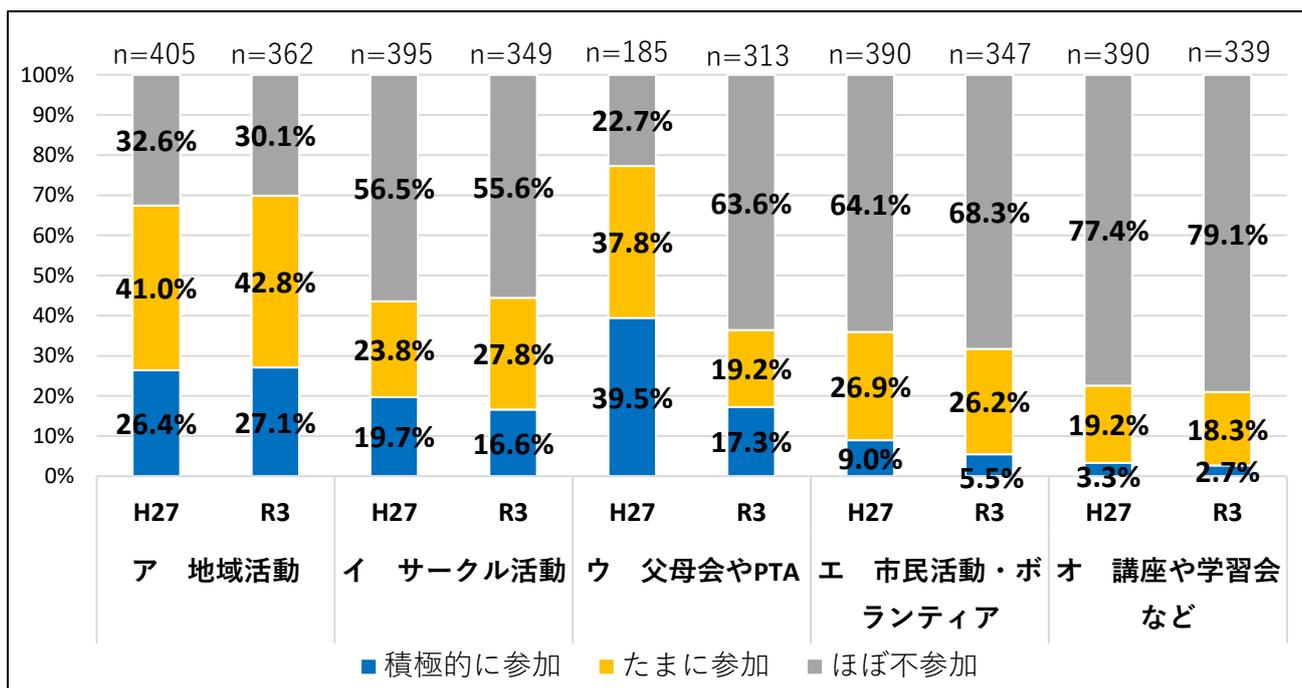


前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・「言葉と意味の両方を知っている」と回答した人の割合が 10.9%増加した。
- ・「言葉と意味の両方を知っている」「言葉は知っている」と回答した人の割合を合わせた認知度は、10.3%上昇した。

## 問 11 地域活動への参加状況

【図表 11 地域活動にどのくらい参加しているか】

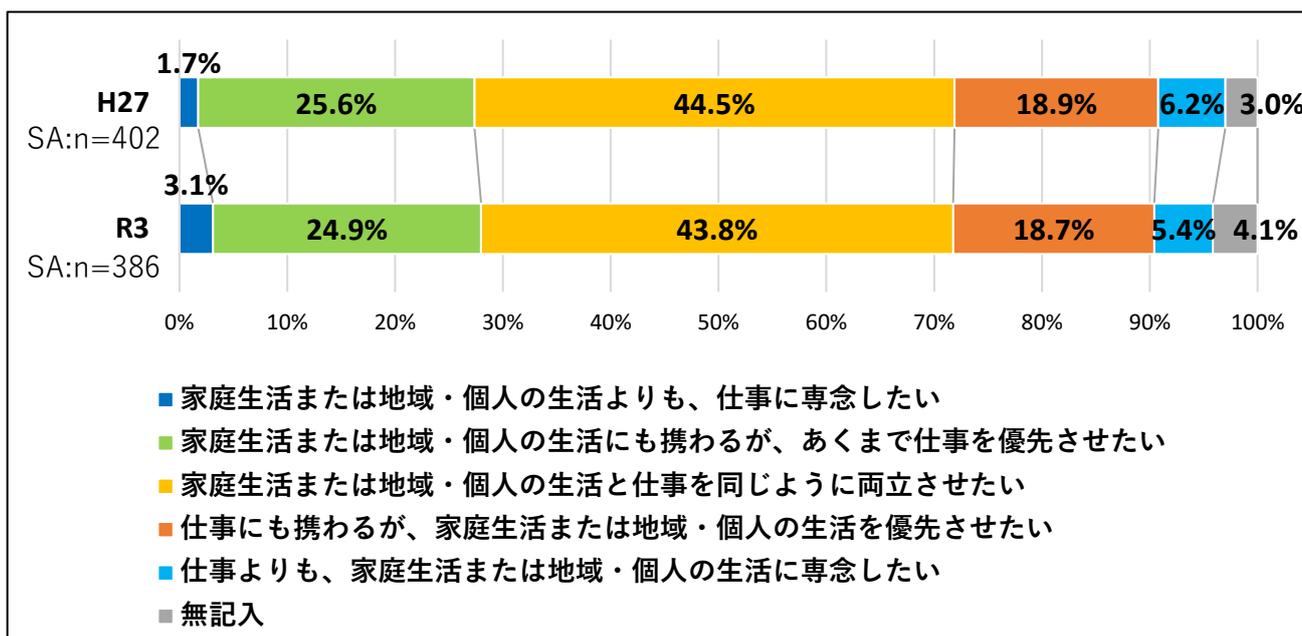


### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・ 回答の傾向に大きな変化はなかったが、「積極的に参加」「たまに参加」と答えた人の割合が減少している傾向にある。

## 問 12 仕事と家庭生活（地域・個人の生活）との理想のバランス

【図表 12 仕事と生活との理想のバランス】

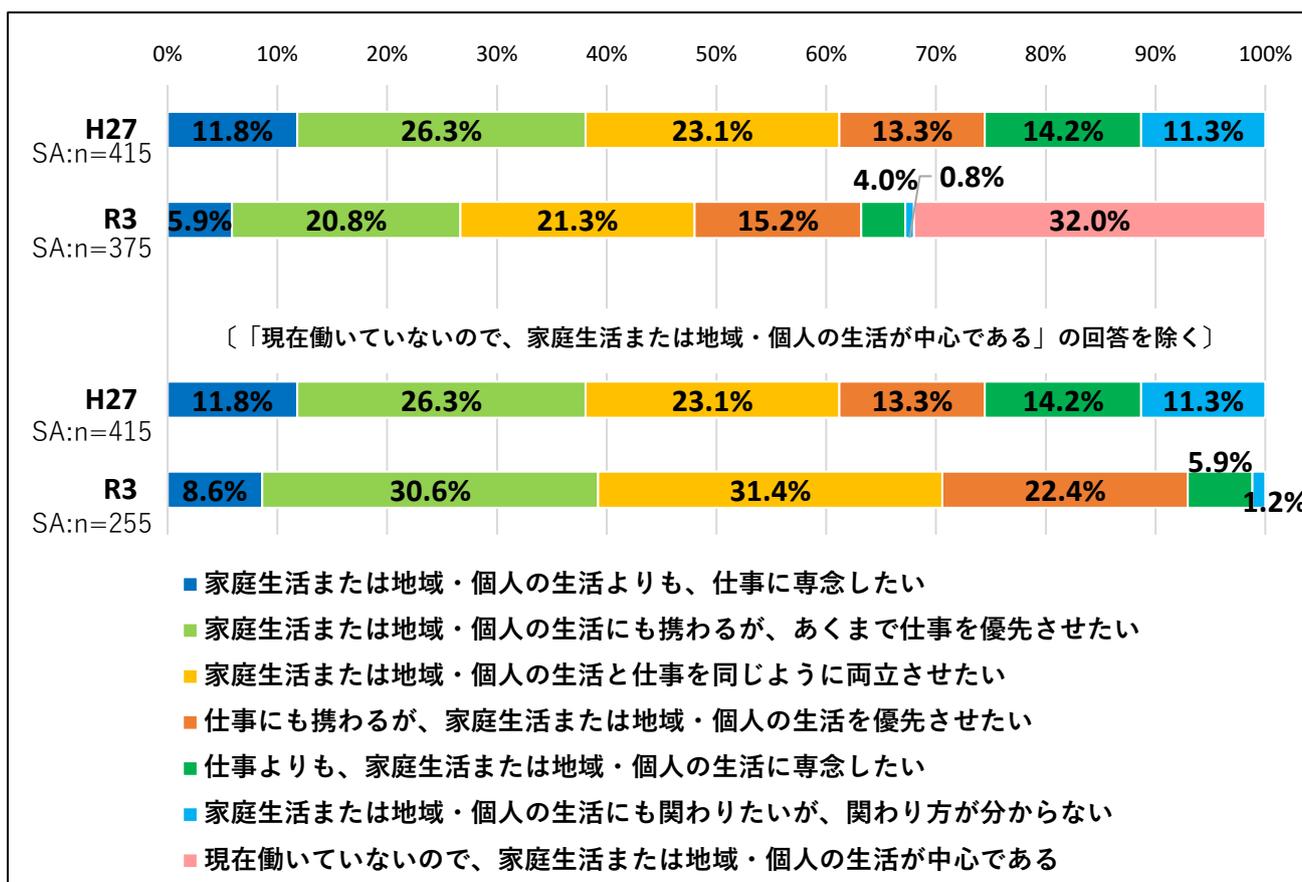


### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・ 前回調査と同様、「家庭生活または地域・個人の生活と仕事を同じように両立させたい」と回答した人の割合が最も多かった。
- ・ 仕事優先のライフスタイルを理想とする人の割合が、家庭優先のライフスタイルを理想とする人の割合よりも多い結果となった。

## 問 13 仕事と家庭生活（地域・個人の生活）との現在のバランス

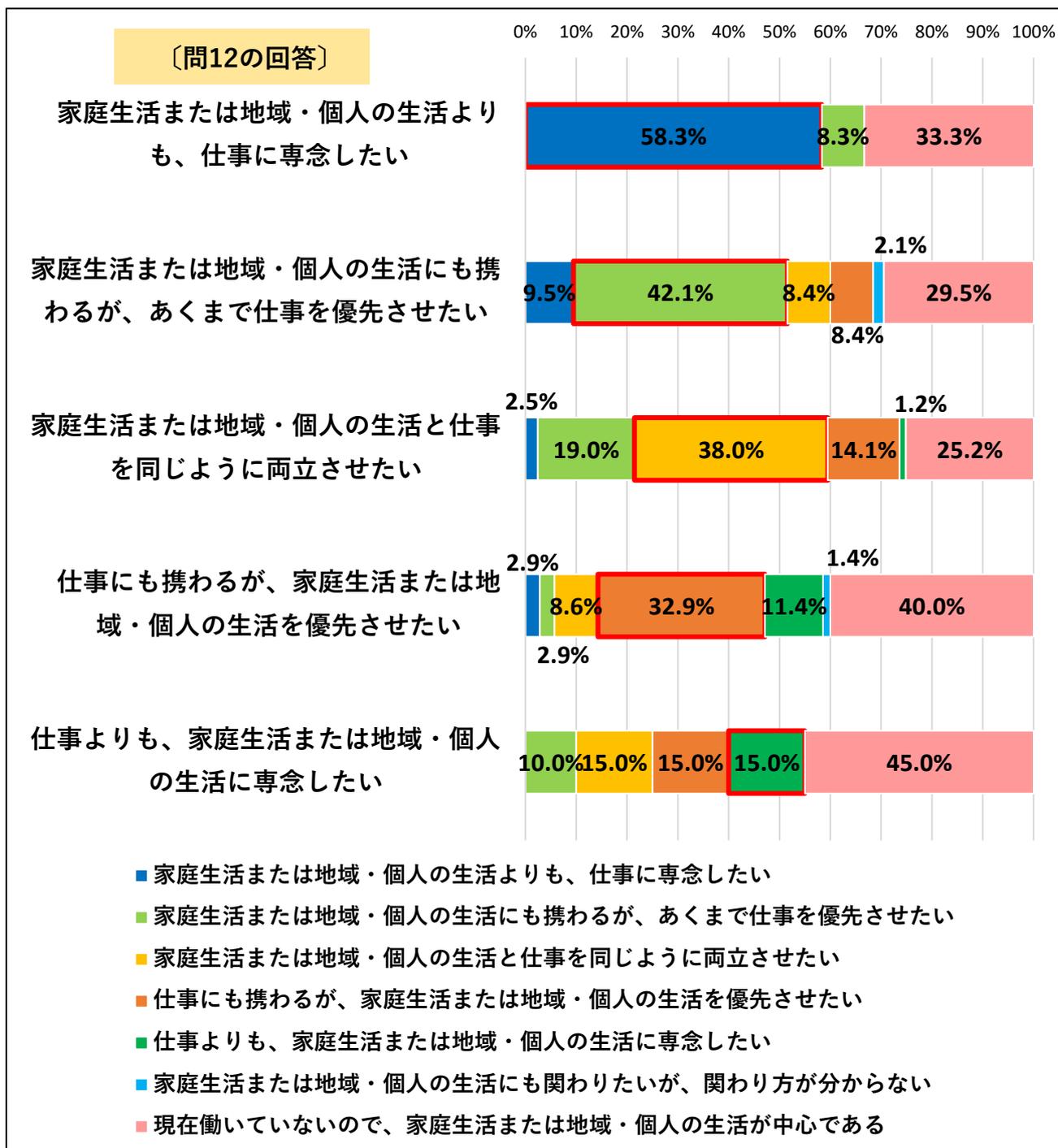
【図表 13-1 仕事と生活との現在のバランス】



### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・ 回答の傾向に大きな変化はなかったが、現在のバランスは「両立している」と回答した人の割合が最も多くなった。
- ・ 前回調査と比較すると、「仕事にも携わるが、家庭生活または地域・個人の生活を優先させたい」と回答した人の割合が、最も増加幅が大きい結果となった。

【図表 13-2 仕事と生活とのバランスの理想と現実のギャップ】

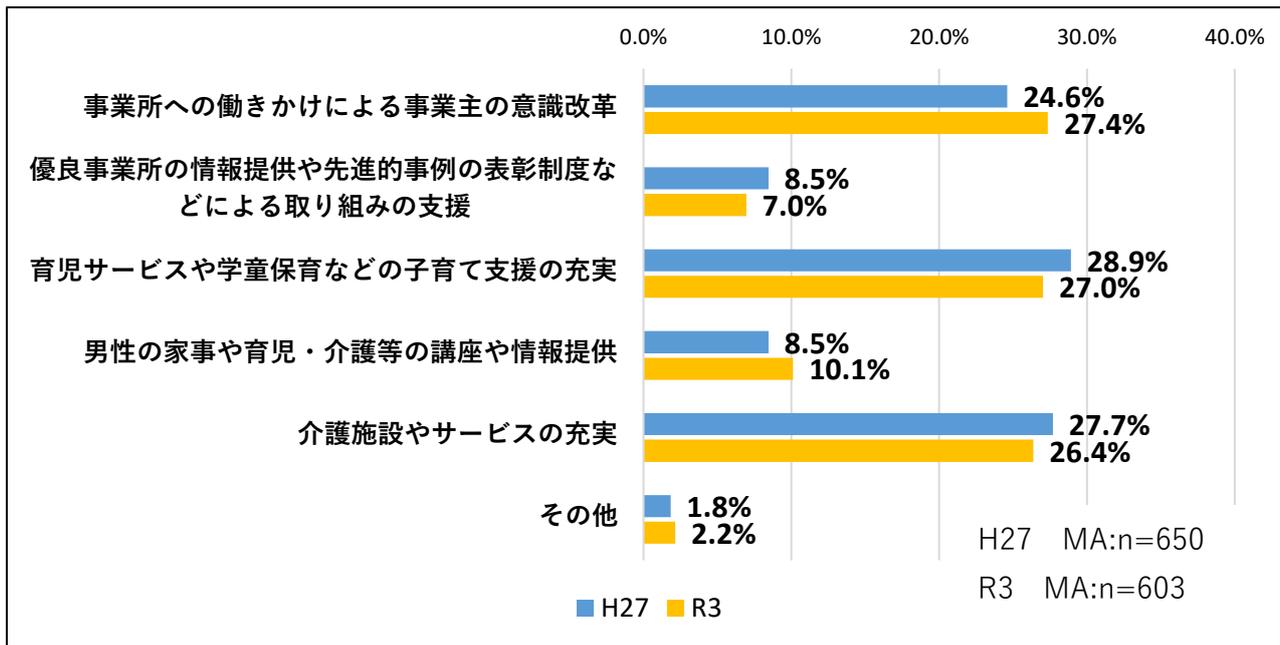


### ワークライフバランスの理想と現在の状況

- ・ 問 12 で「家庭生活または地域・個人の生活よりも、仕事に専念したい」と回答した人は、理想と現在の状況が一致していると回答した割合が高い結果となった。
- ・ 理想と現在の状況が一致していると回答した人の割合は、全体の 37.5%（「現在働いていない」の回答を除くと 54.0%）という結果となった。

## 問 14 ワーク・ライフ・バランス実現のために行政に望む支援

【図表 14 ワーク・ライフ・バランス実現のために行政に望むこと】



### 〔R3 調査 その他記述〕

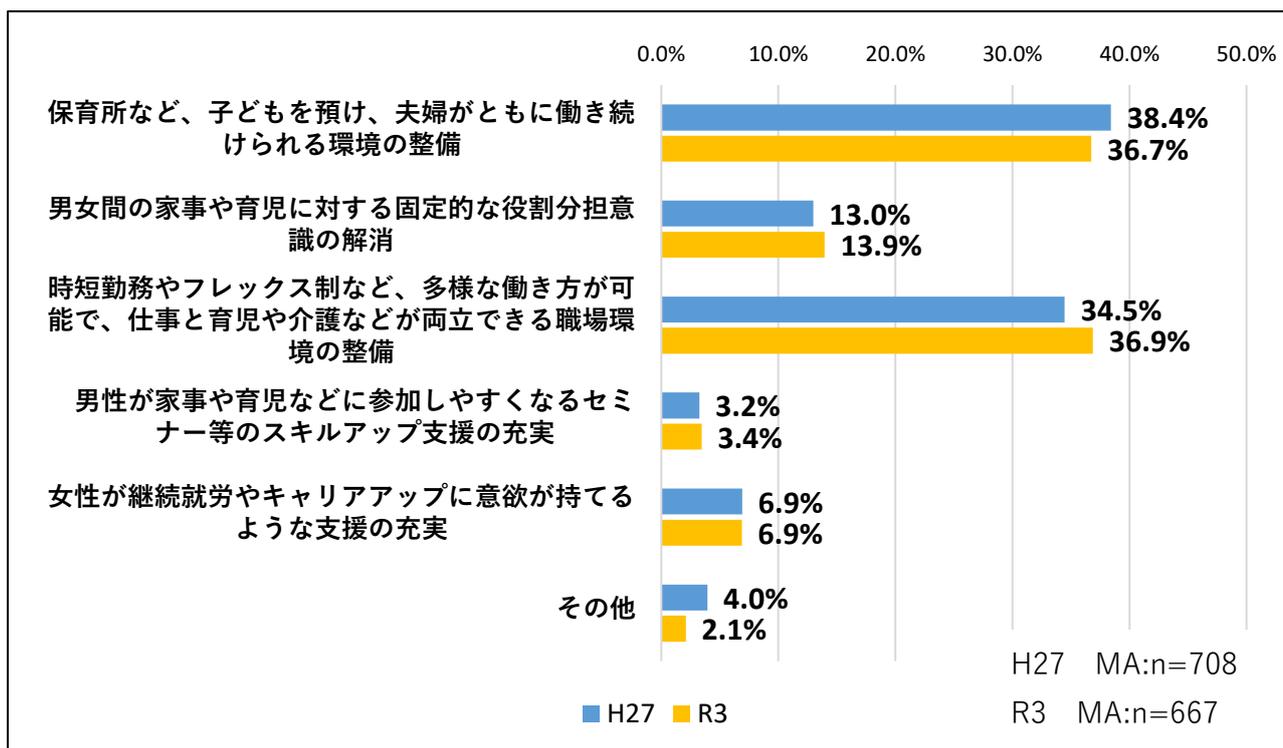
- ・私欲に関係なく簡単で作業の少ないのが理想
- ・個人事業者なのですが、法人の方が優遇されているので平等にしてほしい
- ・組織の改革や行事等の精選
- ・公務員のブラック化の改善
- ・「事業所への働きかけによる事業主の意識改革」を更に実施できるような施策があると良いです
- ・個人の自由、行政にはなにものぞまない
- ・行政側に言葉の意味がどの程度理解できているのか？
- ・わかりません。行政の問題なのか？
- ・頼りにはしていない
- ・モデル事業を公務員から取り組んで実態を情報発信して下さい。
- ・車がないと生活できない地域への支援

### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・回答の傾向に大きな変化はなかった。
- ・前回調査では「育児サービスや学童保育などの子育て支援の充実」と回答した人の割合が最も多く、今回の調査では「事業所への働きかけによる事業主の意識改革」と回答とした人の割合が最も多くなった。どちらの選択肢も、両方の調査において回答割合が高く、行政の支援を継続して推進していく必要がある。

## 問 15 子育て世代が働きながら安心して子育てができるようにするために必要な支援

【図表 15 働きながら安心して子育てができるようにするために必要な支援】



### 〔R3 調査 その他記述〕

- ・男性のみの給与で生活できるようにする事
- ・選挙になると県議市議など、子育て支援、人口減少などの目標をかかげているが成功しない。まずは議会を女性（3分の2以上）にし、女性視点で子育て、介護等行ったらどうだろうか。
- ・子育て世代の税の減税化を進める事
- ・最低賃金の引上げ（1000円まで）
- ・子供3人以上の家庭に補助金（200万円等/1年毎）
- ・昔に戻って三世代で暮らす社会づくり
- ・近所でのつながりを持つ機会 子ども同士、親同士、近所同士でのつながりを持つことで子どもの放課後休日も安心できる。充実する。
- ・子育て世代に対する理解
- ・賃金問題は大きく影響していると思う（個人の価値観にもよるが）経済的に余裕があることは必須
- ・教育にかかるお金の事を考えると子供はそんなに生めない。大学にかかるお金が大変だから夫婦で働いても無理。

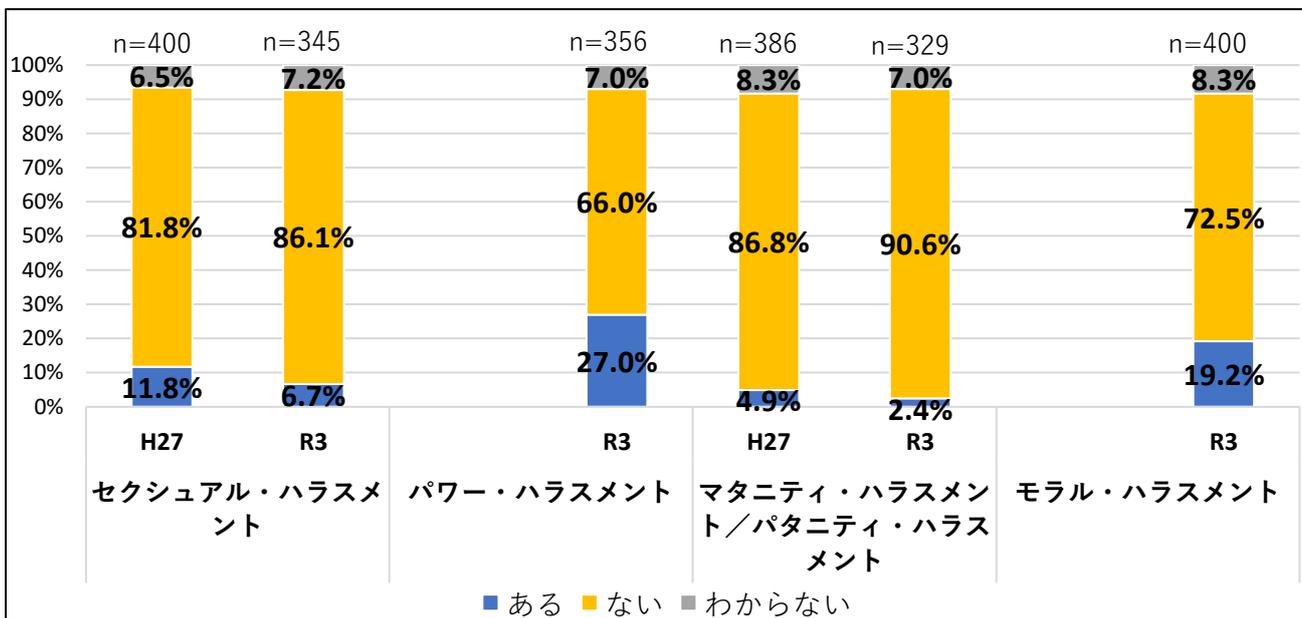
### 前回調査（平成27年度）結果との比較

- ・回答の傾向に大きな変化はなかった。
- ・前回調査では「保育所など、子どもを預け、夫婦がともに働き続けられる環境の整備」と回答した人の割合が最も多く、今回の調査では「時短勤務やフレックス制度など、多様な働き方が可能で、仕事と育児や介護などが両立できる職場環境の整備」と回答とした人の割合が最も多くなった。どちらの選択肢も、両方の調査において他の選択肢よりも回答割合が高く、環境整備の支援が必要とされている。

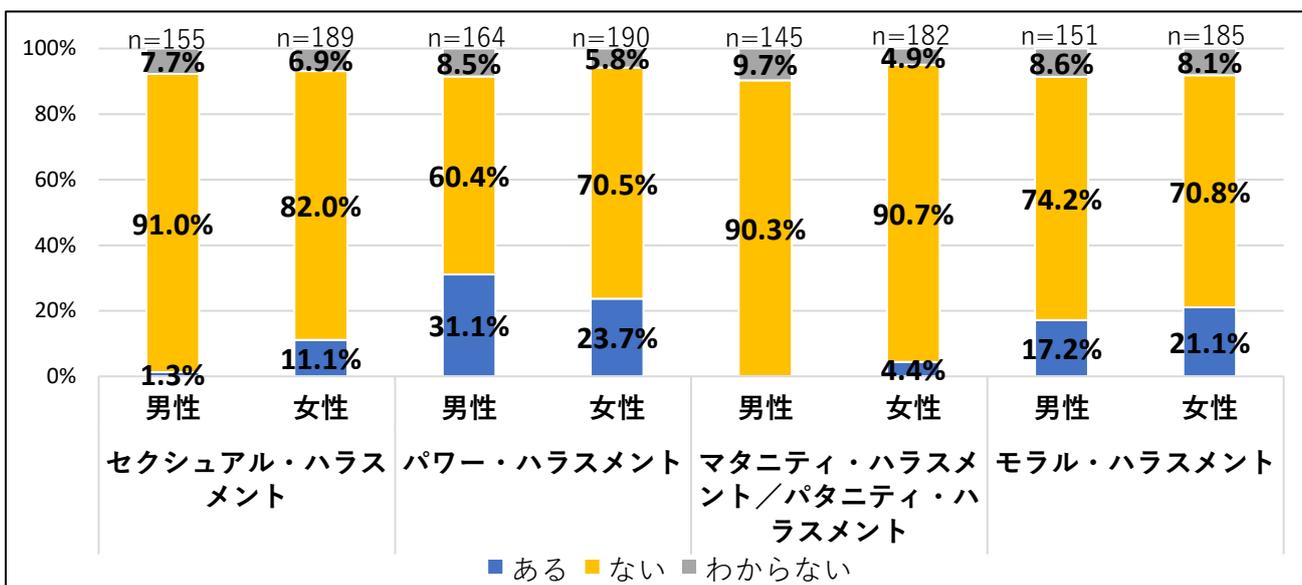
## 5. 平等・人権について〔ハラスメント・暴力〕

### 問 16 ハラスメントを受けた経験

【図表 16-1 日常生活においてハラスメントを受けたことがあるか】



【図表 16-2 日常生活においてハラスメントを受けたことがあるか 男女別】

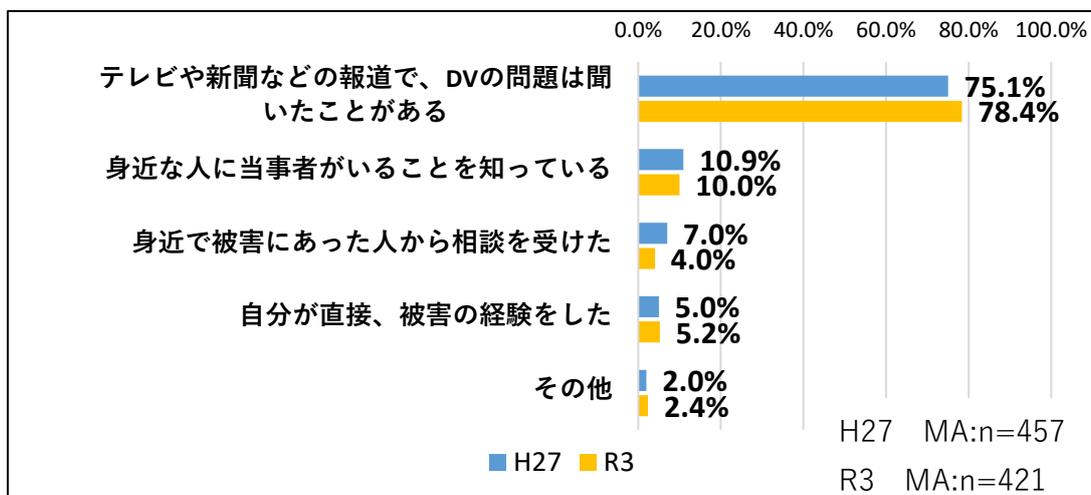


#### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・ 前回調査の設問にもあった「セクシュアルハラスメント」「マタニティ・パタニティハラスメント」については、被害を受けたことがあると答えた人の割合が減少した。
- ・ 今回の調査で追加した「パワーハラスメント」の項目で、被害を受けたことがあると答えた人の割合が最も多くなった。
- ・ 男女別で回答を比較すると、「パワーハラスメント」は男性が多く、他の 3 項目は女性が多い、という結果となった。

## 問 17 DV に対する認識について

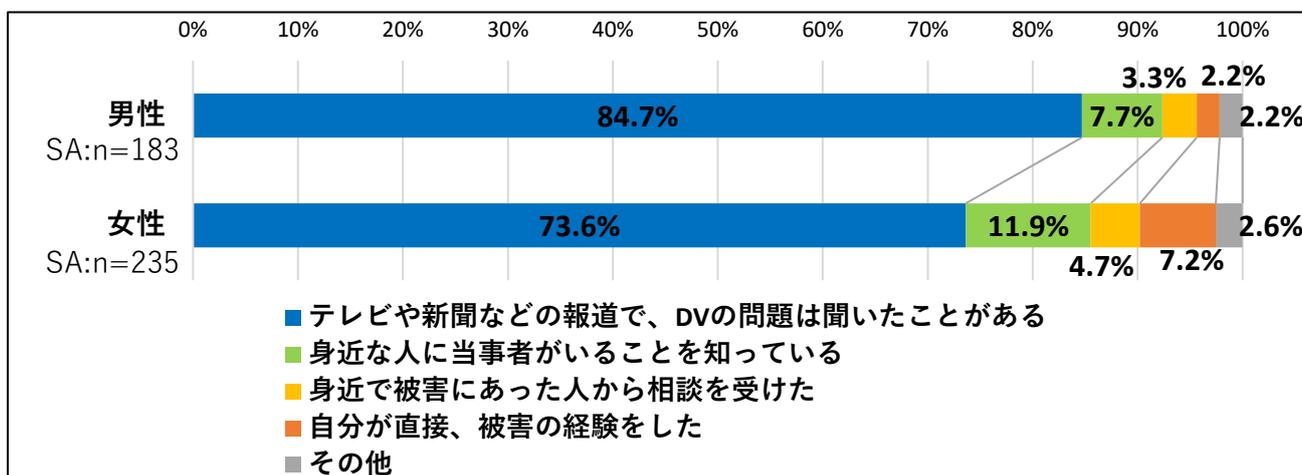
【図表 17-1 DV について見聞きしたことがあるか】



### 〔R3 調査 その他記述〕

- ・インターネットで被害者の体験談を読んだ
- ・自分が加害者の場面もあった
- ・大学で福祉について学んでいるため
- ・実際に DV を含む問題を取り扱う業種に携わっている
- ・同級生の男性からストーカーにあった（警察には届け済）
- ・その人達の気持ちがわかります

【図表 17-2 DV について見聞きしたことがあるか 男女別】

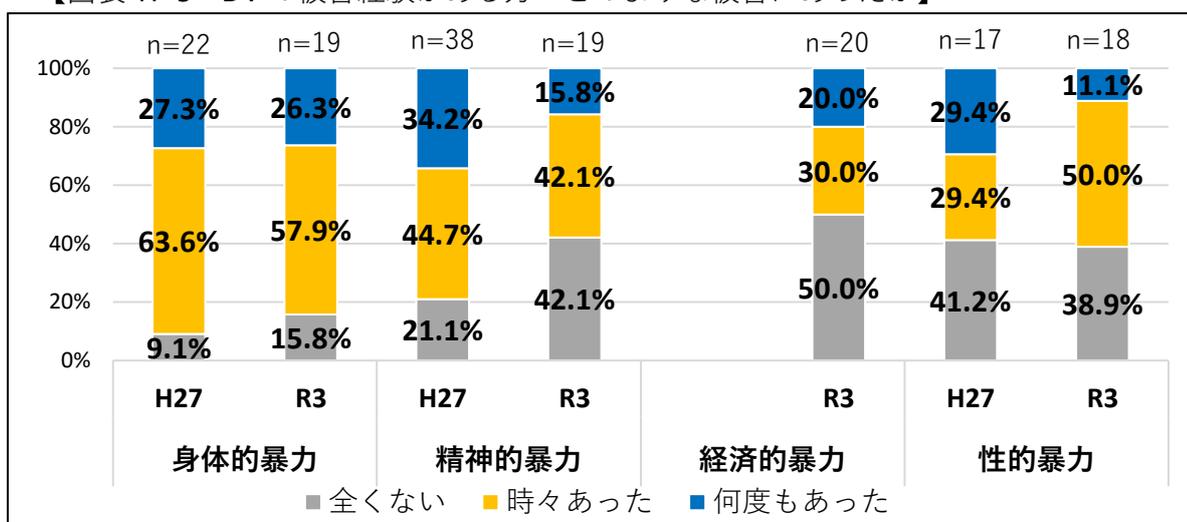


### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・「聞いたことがある」と回答した人の割合（認知度）が 3.3%増加した。
- ・男女別で見ると、「自分が直接被害の経験をした」と回答した人の割合は、女性が男性の約 4 倍となった。

## 問 17-1 DV の被害経験

【図表 17-3 DV の被害経験がある方：どのような被害にあったか】

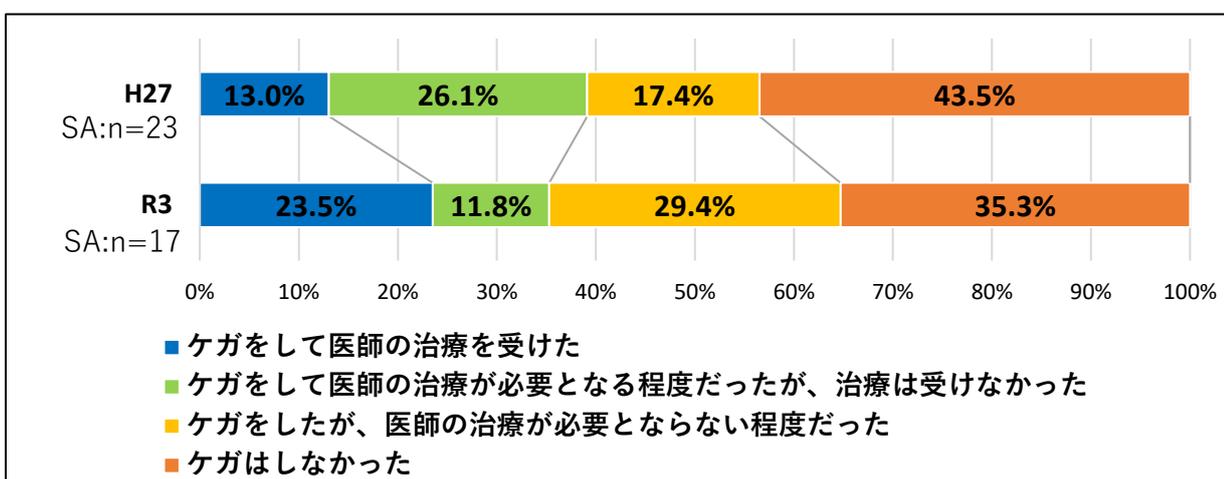


### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・前回調査と比較すると、「何度もあった」と回答した人の割合は減少している。
- ・「身体的暴力」の被害を受けたことがあると回答した人が最も多かった。

## 問 17-2 DV の被害状況

【図表 17-4 DV の被害経験がある方：被害によってケガをしたか】

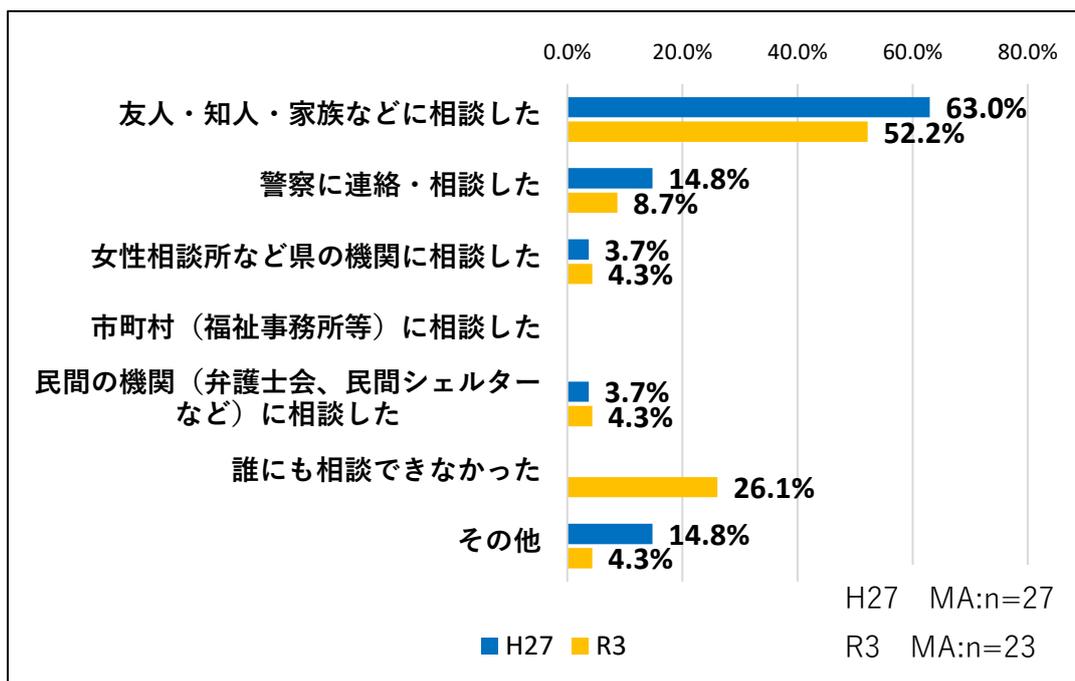


### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・前回調査と比較すると、「ケガをして医師の治療を受けた」「ケガをしたが、医師の治療が必要とされない程度だった」と答えた人の割合が増加した。

### 問 17-3 DV の被害について相談したか

【図表 17-5 DV の被害経験がある方：被害にあったことを誰かに相談したか】



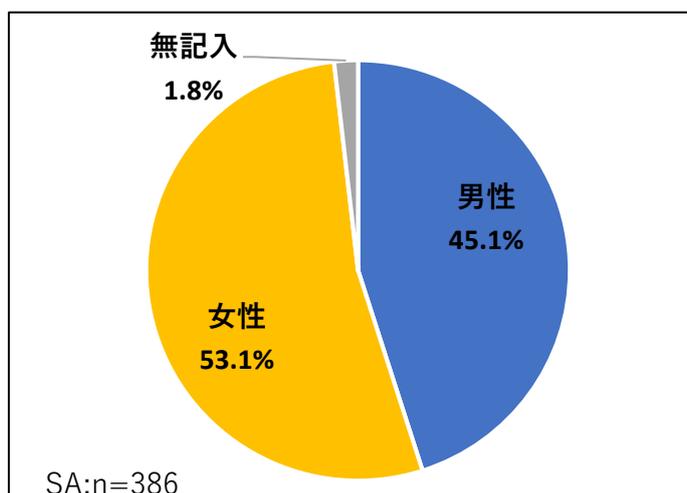
#### 前回調査（平成 27 年度）結果との比較

- ・ 前回調査と比較すると、誰かに相談したことがあると回答した人の割合が減少した。（「誰にも相談できなかった」という回答は令和 3 年度調査で追加した。）
- ⇒ 誰にも相談できないまま被害者が孤立してしまうリスクがある。

## 6. 回答者の属性

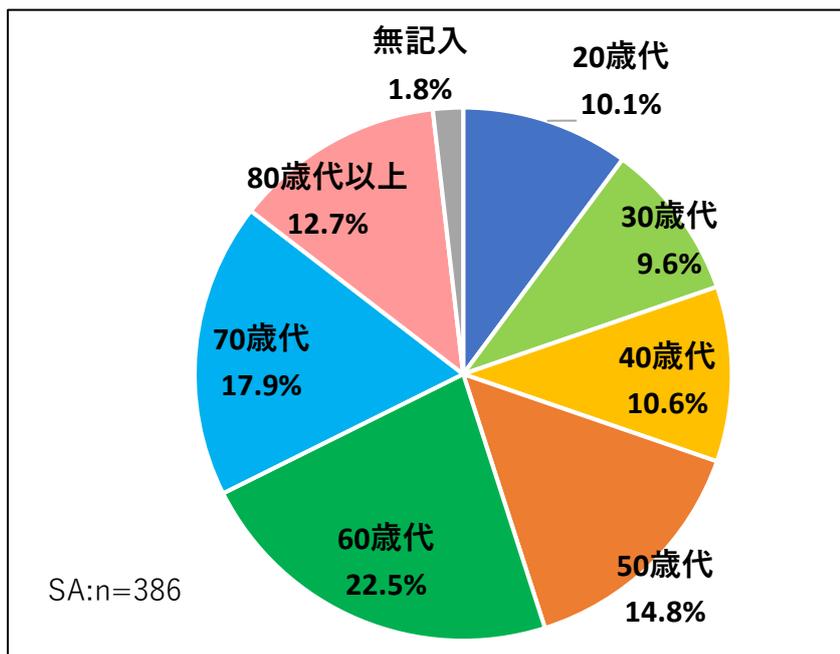
### ア. 性別

【図表 18-1 回答者の性別】



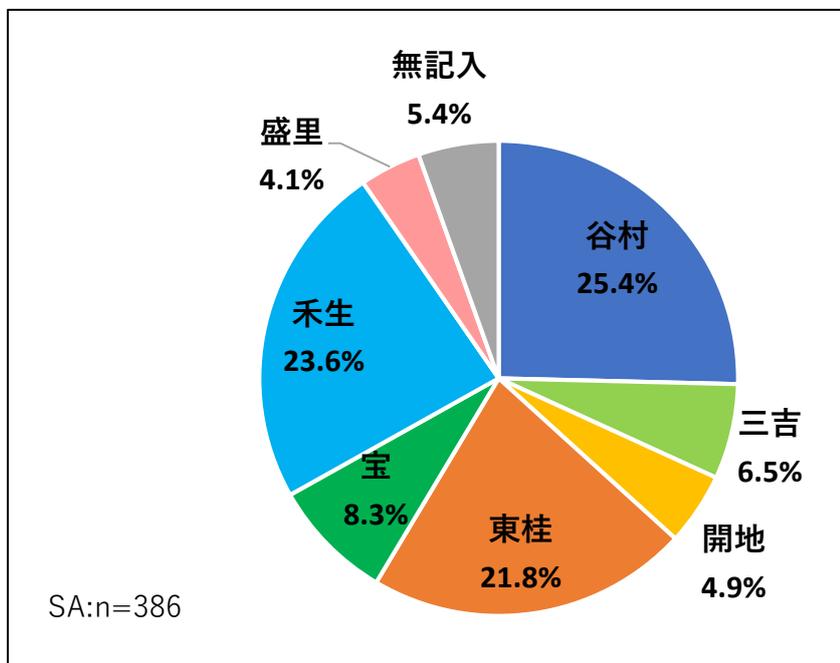
## イ. 年齢

【図表 18-2 回答者の年齢】



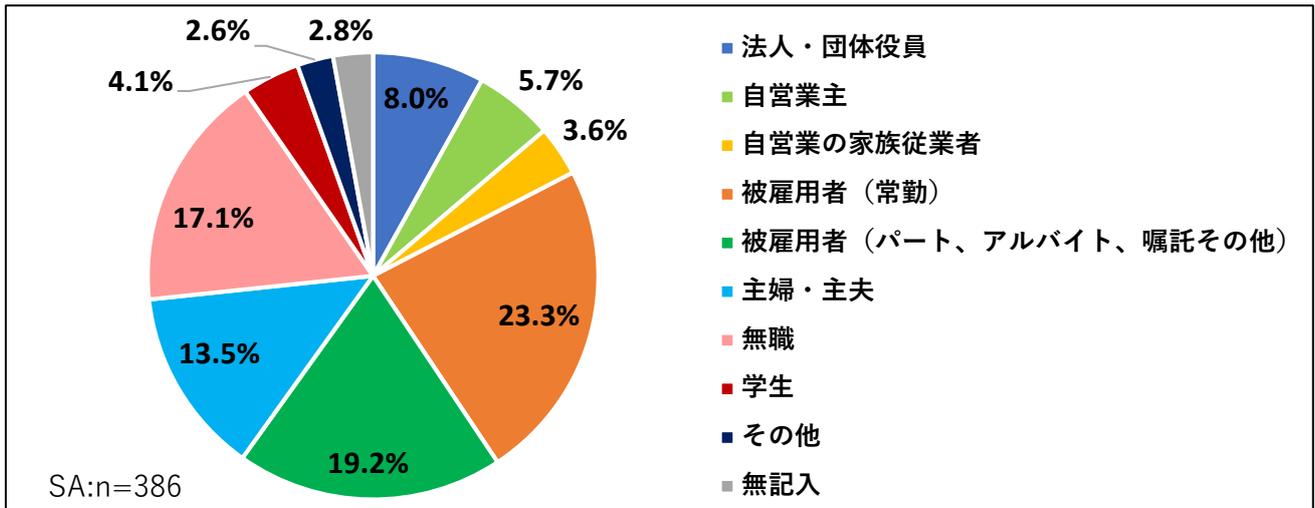
## ウ. お住いの地区

【図表 18-3 回答者の地区】



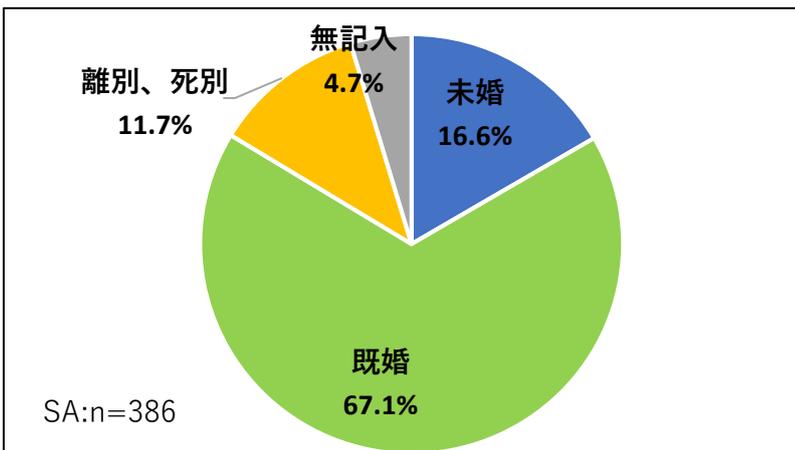
## エ. 主たる職業

【図表 18-4 回答者の職業】



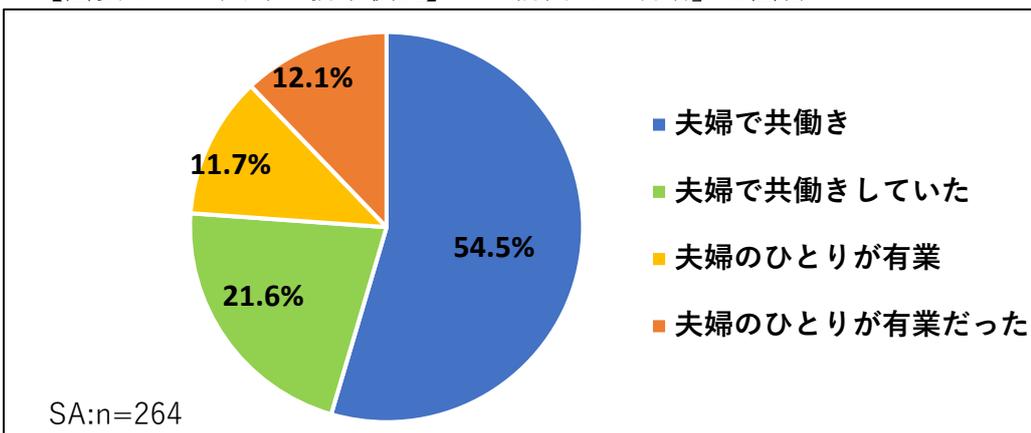
## オ. 結婚（事実婚含む）

【図表 18-5 回答者の夫婦構成】



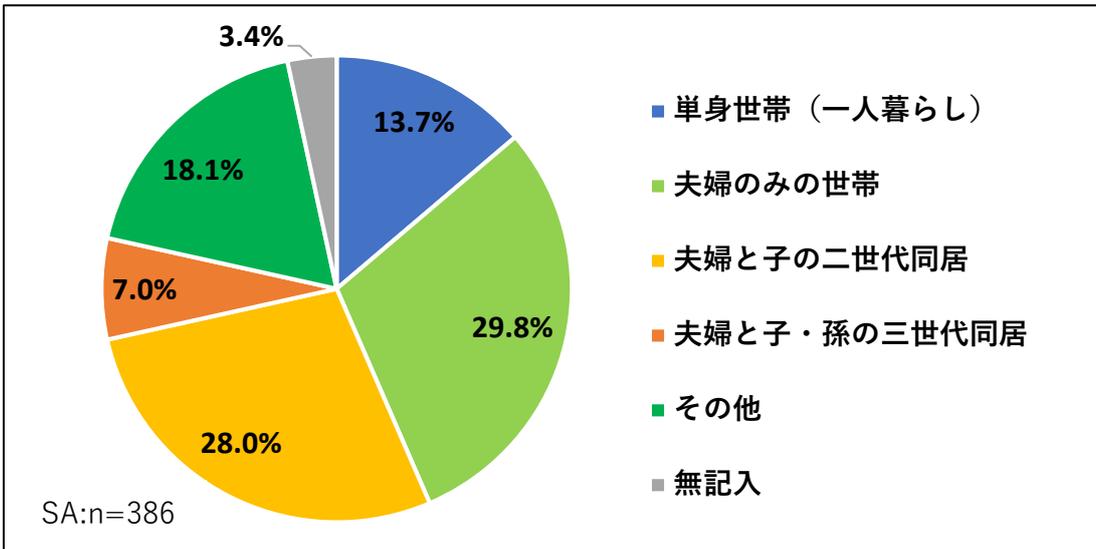
## カ. 夫婦の就業状況

【図表 18-6 夫婦の就業状況】 ※前問で「既婚」と回答した人のみ



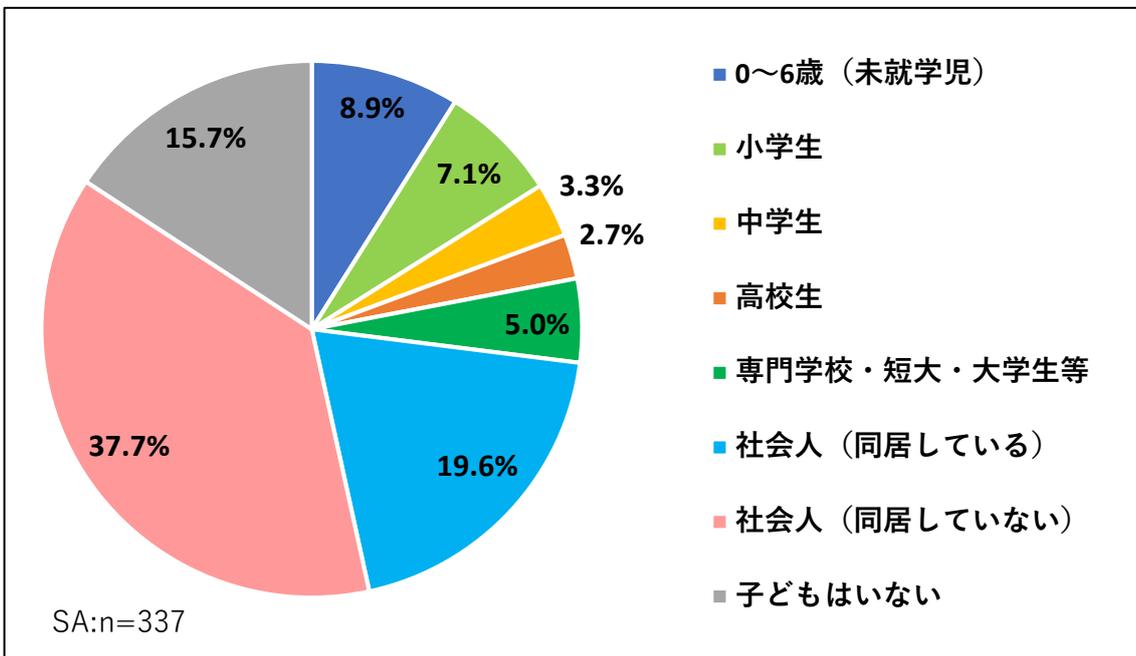
## キ. 家族構成

【図表 18-7 回答者の家族構成】



## ク. 子ども

【図表 18-8 一番年下の子ども】



## 7. 自由記入

- 良い意味でも悪い意味でも「女性だから…」という考え方は偏見であり、甘えにつながると思う。主張しすぎるのは聞き苦しい。職場や家庭でも適材適所、出来る人が能力を認められて役割を果たせばよいと思う。
- 80才以上の方が答える問題ではありません
- 私は女性、現在86才。今日の書類は、あてはまらないと思います。
- 高齢の為、わからないことが多かったです。夫婦お互いの人格と生活を認めて暮らして行ける社会を望みます
- 男女共同参画において家族という枠で見るといいと思います。たとえばDVにおいて夫婦や恋人とありますが、子供に対してや老人に対するものもあります。最近では各家族が多いですが、都留のような田舎においては祖父母が子育てに協力する世帯が多くあります。そういった良い面を見る為の質問があってもよいのではないかと思います。
- 市民に見える対応を期待します
- 男性と女性は基本的に別の生き物なので、男女関係なく人間個々の能力が活かされる社会が望ましいと思う
- このようなアンケートを度々無作為で調べる方がいい事だと思います。中々面と向かって話すという事は、本音と建前を使い分けて忖度した答えのみとなりやすいと思われる（自分の関係するボランティアではその様な事実があります）
- 市民意識調査がこれからの男女共同参画に反映されいかされることを願います、
- 企業で保育の充実と病児保育も充実してほしい
- ハラスメントに関する問は非常にデリケートな事なので、別の機会かネットによる回答（QRコードを読み込んでアンケートできる）にした方がよいと思いました
- 共働きの場合、家事、育児、男性の協力が想像以上にないとすごく大変だと思います
- 賃貸の世帯にも補助金を出すべき（富士吉田は出している）富士吉田への移住を検討中です
- 質問の順がちがう様な気がする。年令に合わない質問が多かった。このページが一番でそれにそって質問を出した方がよいと思う
- 女性自身の意識改革が必須。男性に頼らず責務を全うする姿勢が市民権を得ることが重要
- イクメンという言葉には嫌気がさします。子育てが夫婦であることが当たり前になって欲しいです。

- 去年、子供を途中入園させたかったが、仕事をしていないこと、保育園に空きがないことを理由に断られました。夫の急な単身赴任でワンオペ育児が大変でした。しかし、入園させてみると、仕事を探さないまま入園させている人が数人います。この方々を一度退園させるなどしてもらえたら、もっとお仕事を探しやすくなるのに・・・。テーマと少しちがうかもしれませんが、宜しくおねがいします！本気で仕事したい人には迷惑です。前職では、妊婦検診で休まれたら困るなど、イヤミを言われたのでやめました。理解ある会社をたくさん増やしてほしいです。
- 「男女共同参画」→「女男共同参画」となる日は来るか！？平等とは何か？社会が変わらないと個人ではどうにもできないことが多い。
- うちでは家事はふりわけてやっています。男性が偉いという考え方は無いです。平等だと思います。でも、まだ6-4か7-3くらいで男性が仕事優先の方がいいと思います。なぜなら仕事で怒鳴られたり殴られたりすることもあり、女性には耐えられない事も多いです。女性には男性に無いすばらしい所が多いので、今の時代ではまだ、男性が仕事優先で家事は協力する方がいいと思います。
- パワーハラスメントについて細かい調査やアンケートを実施してほしい
- 60代なので、今現在とは違いがあり、答えはあまり必要とされていないと思います。仕事を退職したら、自分の体でできることには参加したいと思っています。今は生活をしていく為に働かなきゃです。ちなみに98才になる夫の父（ベッド生活）を2人で見ています。
- 各人に良質なモラル、道徳、生活感、社会通念を考えていただきたい共に自己の責任感を考えて欲しいのが理想と思うが、現代社会の自由の概念の進んだ実情を考えたらもっと強要的行政指導も必要ではと思うことが多い。
- アンケートの回収率を上げるために何か考えて下さい。回答する人が少ないということは「男女共同参画」に関心が無いから、正しい結果が出ない。
- 7/21の新聞で男女共同参画の新拠点を設置との記事を読みました。男女共同参画の増々の普及と新たな交流がたくさん生まれることを願います。今回このような機会をありがとうございました。これからもどうぞ頑張ってください。
- 年金生活のおばあさんの所に来てくれましたのに良い返事が出来なくてすみません。
- 何のためのアンケートか、何に役立つのかわからない。
- 何事でもバランスを大切にすることはむずかしい。個人の考えがそれぞれちがう。このアンケートで何がどのくらいわかるか？

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都留市のような田舎で暮らす人はこういう話題に直接関わることを苦手としていると思う。誰でもが「自分ならどう考えるか」と取り組み易い提起の方法を行政には工夫して行ってほしいと思う。市民の限られた人のみで物事が動いている実態を変えてこそ活性化となると思う。※関心のない人をどう刺激していくかだと思う。 (市民全員参画) 公務員の皆さん知恵を絞って汗かいて奮闘して下さい!!</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無作為に選ぶ設問でないと思います。調査対象者をしぼらないとムダ!!</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢の夫婦2人ぐらして、夫は昭和1ケタ生れです。介護も受けておりません。家事もめんどろになってきています。夫は食事の後、朝・昼食後の食器を洗ってくれます。今はそれだけでもうれしく思っています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本社会は男性優位社会である。田舎は特にひどい。政治家もおじさんばかり。男女平等はあたりまえの事なのに、いまだに「男女共同参画」推進について等の活動などといっている段階。世代がかわれば少し変わってくるのかな。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若い世帯が仕事をして安心して子育てができる環境になってほしいと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在は男女問わず家事、育児に携わる人達が多くとても良い事だと感じています。しかしまだまだ充分ではなく現実問題としてしたくてもできない状態が多く有り、これからの課題だと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● パソコンでも答えられるようにすると、集計が楽になったり、回収数も増えると思いますので、ご検討よろしくお願ひいたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現代は、性別によって得意・不得意を分けることはできない時代だと思っています。例えば、女性でも家事や育児が苦手で、経営手腕のある人もいるし、男性でも、繊細で、気配りが上手く、家事や育児にたけている人もいるので、得意な方を得意な人が行うというのが良いと思っています。ただし女性は、出産～乳離れまでは、物理的にどうしても社会生活と隔絶した生活を強いられるという現実があり、これは女性(=自分)の役割として、全うしたい内容でもあると思っています。子育てや介護に柔軟な援助が与えられ、女性もやりたい職で自己実現ができるような社会全体(特に、自分たちの親世代)の考え方、意識の改革が必要だと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● いつも住みやすい街づくりのために貢献して下さい、ありがとうございます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有給休暇は強制的に取らせること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● いろんな面において子供の成長、成育に支障がない家庭作りを考える事が重要なのでは。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の発展、住みよい都留市を目指し、女性の活躍や子育ての充実共々協力をしていきたいと思っています。</li> </ul>

### III 資料編

#### \* 男女共同参画に関する用語

##### ◆男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことを「男女共同参画社会」と定義しています。

私たち都留市男女共同参画推進委員会は、ひとりひとりの考え方や生き方を尊重し合い、認め合う、思いやりのある社会を目指しています。

##### ◆ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、自分のライフスタイルを自ら希望するバランスで選択できることをいいます。

仕事を頑張りたい、家庭を大切にしたい、地域活動へ積極的に関わりたい、個人の時間を大切にしたい・・・人生の中で大切にしたいことは人それぞれで、ライフステージによっても変わります。それぞれが大切にしていることを尊重できるように、環境を整えることも大切です。

##### ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

出展：内閣府男女共同参画局「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要」

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることを目指し、以下の基本原則を掲げ、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための法律です。（平成 28 年 4 月施行）

- ① 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ② 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

女性活躍推進法においては、国・地方公共団体・民間事業者（規模 300 人以上の事業者は義務化、300 人未満の事業所は努力義務とされている）における「事業者行動計画」の策定、女性活躍に関する状況の把握や改善に向けた分析、目標の設定、情報の公表などが求められています。

## ◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(育児・介護休業法) 出展：厚生労働省 HP

育児・介護休業に関する法律です。より柔軟に休暇を取得できるよう、令和3年6月に法律の一部が改正されました。

ポイント① 出生直後の時期において柔軟な育児休業を取得可能に

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	現行制度
取得可能期間	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可 →今回の改正で分割が可能に
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可

ポイント② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置を事業主へ義務化

- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- ・妊娠・出産（本人、配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

ポイント③ 育児休業が分割して取得可能に

- ・新制度とは別に分割して2回まで取得が可能になる。
- ・1歳以降に延長する場合、育児休業を開始する日を柔軟に選択できる。

ポイント④ 有期雇用労働者の育児休業取得要件が緩和

- ・現行の適用要件のうち「引き続き雇用された期間が1年以上」を撤廃し、「子が1歳6か月になるまでの間に契約が満了することが明らかでない」という要件のみに変更。

（労使協定の締結により除外となる場合もあるが、基本的に無期雇用労働者と同様）

ポイント⑤ 育児休業取得状況の公表を義務化

- ・従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得状況の公表が義務づけられる。

## ◆ハラスメント

様々な場面での「嫌がらせ、いじめ」を指す言葉です。他者に対する言動が、本人の意図には関係なく、相手の尊厳を傷つける、不利益を与える、脅威を与える、といった影響を及ぼしてしまうことをいいます。

### ◎セクシャル・ハラスメント

行為者本人が意図するしないに関わらず、相手が尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動のこと。

### ◎パワー・ハラスメント

地位や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、周囲の環境を悪化させるような行為のこと。主に、職場内でのパワー・ハラスメントが問題になることが多い。

### ◎マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児を理由に、女性が職場で精神的・肉体的嫌がらせ、解雇などの不当な扱いを受けること。

### ◎パタニティ・ハラスメント

出産・育児を理由に、男性が職場で精神的・肉体的嫌がらせ、降格・減給などの不当な扱いを受けること。

### ◎モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振り、文章などによって相手の人格や尊厳を傷つける、肉体的・精神的に傷つけること。

ここでは5つの事例を紹介しましたが、ハラスメントには多くの種類があり、気づかないうちに問題が深刻化し、当事者や周囲の人の心身に大きな影響を及ぼすことがあります。

## ◆DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人などの親密な関係にある人、過去に関係のあった人から振るわれる暴力のことで、肉体的・精神的・経済的・性的な暴力などが含まれます。特に、10代の若い世代でのデートDV（恋人間での暴力）が、近年深刻な問題となっています。

◎身体的暴力…叩く、蹴る、物を投げつける、激しくゆする、髪をひっぱる など

◎精神的暴力…大声でどなる、無視をする、人の前でバカにする、脅す、実家や友人とつきあうのを制限する など

◎経済的暴力…生活費を渡さない、貯金を勝手に使う、働くことを妨害する、借金の返済をパートナーに強要する など

◎性的暴力…性行為を強要する、AV等を無理矢理見せる、避妊に協力しない など

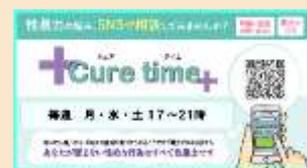
### ～ DVに関する相談先 ～



はれれば  
DV相談ナビ **#8008**



性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター  
はやくワンストップ  
**# 8 8 9 1**



キュアタイムプラス  
SNSで相談できます

つなぐ はやく  
DV相談ナビ+ ☎0120-279-889 電話・メール・チャットで受付

山梨県女性相談所 ☎0552-52-8635 ぴゅあ総合 ☎0552-37-7830

やまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさぼももこ」 ☎0552-22-5562

山梨県警察大月警察署 ☎0554-22-0110（緊急時は110番）

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

**\* 都留市における男女共同参画のあゆみ**

年	出来事	
1993 (平 5)	女性問題に関する意識と実態調査 実施	男女共同参画推進 委員会の前進
1994 (平 6)	都留市女性問題懇話会 設置	
1995 (平 7)	都留市女性プラン 策定	最初の推進計画
1996 (平 8)	第 1 回女性プラン推進フェスティバル 開催 都留市女性プラン推進委員会 設置	男女共同参画社会基本法 の施行に合わせて制定
1999 (平 11)	都留市男女共同参画推進委員会 設置 都留市男女共同参画基本条例 制定	
2000 (平 12)	男女共同参画都市 宣言 都留市男女共同参画基本条例制定記念講演会 開催	全国で 37 番目 山梨県では初
2001 (平 13)	「都留市女性プラン推進フェスティバル」を「都留市男女 共同参画推進フェスティバル」に改称	
2004 (平 16)	男女共同参画に関する市民意識調査 実施	
2005 (平 17)	都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～ 策定	2 期目の推進計画
2009 (平 11)	男女共同参画に関する事業所アンケート 実施	
2010 (平 22)	都留市男女共同参画都市宣言 10 周年記念シンポジウム 開催	
2015 (平 27)	第 3 期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識 調査 実施 第 3 期都留市男女共同参画推進計画 策定	3 期目の推進計画
2017 (平 29)	第 20 回都留市男女共同参画推進フェスティバル 開催	
2021 (令 3)	男女共同参画に関する市民意識調査・働きやすい環境づく りに関するアンケート調査 実施	

## \*都留市 男女共同参画都市宣言

わたしたちのまち都留市は、古くは城下町として栄え、先人からの教育・文化を尊重しながら、学園都市として発展してきました。女（ひと）と男（ひと）が、互いの人権を尊重できる「ひとにやさしいまち」を築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. わたしたちは、男（ひと）と女（ひと）が互いの人権を尊重し、真の平等をはぐくむまちをつくります。
1. わたしたちは、たがいに協力し、社会のあらゆる分野で女（ひと）と男（ひと）がともに参画できるまちをつくります。
1. わたしたちは、男（ひと）と女（ひと）がともに個性や能力を発揮し、家事・育児・介護・仕事を分かち合う協働のまちをつくります。
1. わたしたちは、国際社会の一員として地球環境を守り、平和を愛する、美しいまちをつくります。

平成 13 年（2001 年）3 月 4 日

山梨県都留市

## ○都留市男女共同参画基本条例

(平成 12 年 3 月 24 日条例第 6 号)  
改正 平成 18 年 3 月 28 日条例第 9 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の基本理念(以下「基本理念」という。)を明確にし、その実現に向けて、都留市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策に必要な事項を定め、もって男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例で、「事業者等」とは、営利法人、営利を目的とした個人、公益法人、NPO 及び自治会等をいう。

### (基本理念)

第 3 条 基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

### (市の責務)

第 4 条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画について、市民、事業者等の理解が深まるよう、必要な普及啓発を行うものとする。

### (市民の責務)

第 5 条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者等の責務)

第 6 条 事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者等は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(都留市男女共同参画推進計画)

第7条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、都留市男女共同参画推進計画を策定し、総合的かつ計画的にこれを推進するものとする。

(調査研究及び公表)

第8条 市は、男女共同参画推進のための施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の理解を深めるため、前項による調査研究の成果を広く公表するものとする。

(他の地方自治体等及び民間の団体との協力)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため他の地方自治体及び民間団体との連携に努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第10条 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性別を理由とする差別的な取り扱いをしてはならない。

2 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性的行為の強要又は性的な言動による生活環境の侵害(セクシュアルハラスメント)及び夫や恋人等親しい関係の男性から女性に向けられる暴力(ドメスティック・バイオレンス)をしてはならない。

3 市は、セクシュアルハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは人権侵害であるとの認識に立ち、その防止のための啓発に努めなければならない。

(男女共同参画の促進)

第11条 市は、事業者等に対して、女性の参画状況について報告を求め、公表するとともに必要に応じ事業者に対し働きかけを行うものとする。

2 市は、事業者等に対して女性の参画促進に向けた先進的な取組事例の報告を求め、促進に積極的な事業者等に対して、表彰等を行うものとする。

3 市は、男女共同参画を促進するために、積極的支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## ○都留市男女共同参画推進委員会設置条例

(平成 12 年 3 月 24 日条例第 7 号)

改正 平成 27 年 3 月 23 日条例第 7 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関として都留市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号について協議し、市長に報告する。

- (1) 都留市の男女共同参画社会の形成に関すること。
- (2) 男女の人権の尊重に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民部地域環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日条例第 7 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○第3期都留市男女共同参画推進計画 平成28年度～令和8年度

第3期都留市男女共同参画推進計画は、男女が互いにその人権を尊重しながら、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される男女共同参画の実現を目指し、本計画は「男女共同参画社会の実現」を目標とします。

基本目標	施策の方向	施策
I. 「男女共同参画」が当たり前になる意識	1. 男女共同参画推進のための意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女共同参画の意識づくり</li> <li>(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進</li> <li>(3) 人権の尊重とあらゆる暴力などの根絶</li> </ul>
II. 女性が輝く活力あふれた社会	2. 女性活躍推進のための意識改革と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 女性活躍推進のための意識改革</li> <li>(2) 女性の積極的登用</li> <li>(3) 女性の就労支援</li> </ul>
III. 男女ともに自由な選択ができる社会	3. ワーク・ライフ・バランス実現のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発</li> <li>(2) 事業所への啓発</li> </ul>
IV. 男女ともに責任と権利を分かち合う社会	4. 男女がともに担う子育てと介護への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男性の子育てや介護への参画促進</li> <li>(2) 行政や地域全体で行う子育て・介護への支援</li> </ul>
V. 様々な主体が連携し協力する社会	5. 推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民と行政の協働に基づく推進体制の整備</li> <li>(2) 庁内推進体制の強化</li> </ul>

**令和 3 年度男女共同参画に関する市民意識調査  
結果報告書**

発行：都留市男女共同参画推進委員会  
(事務局 都留市役所地域環境課地域振興担当)  
〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目 1 番 1 号  
TEL 0554-43-1111(内線 175)  
FAX 0554-43-5049  
メール [chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp)